

世臣傳

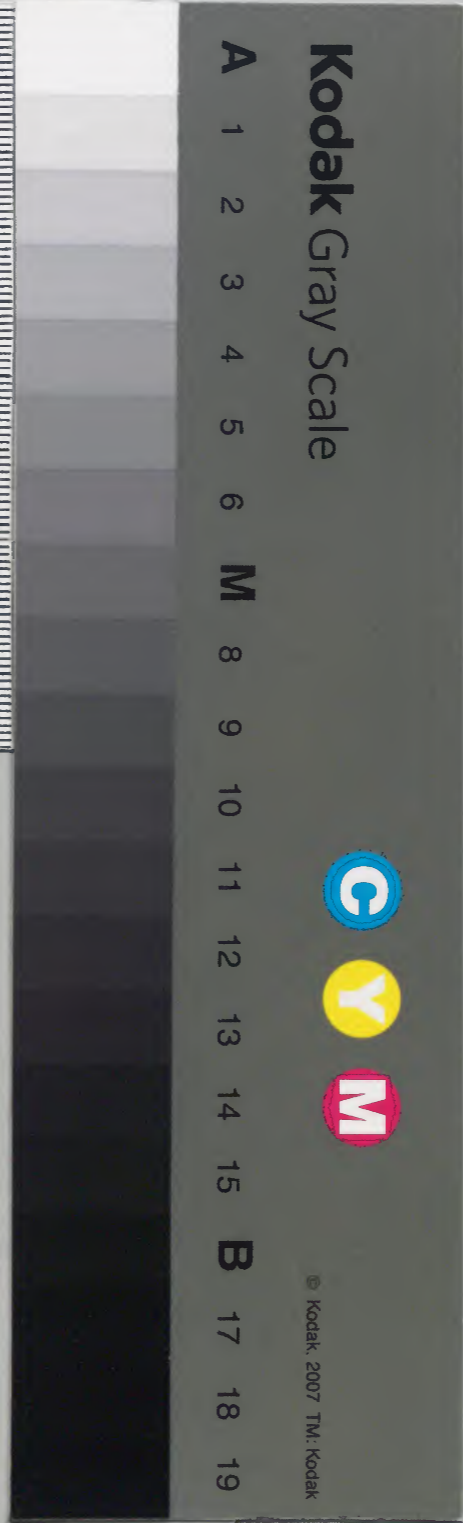
六

庫文閣内		
三五函	三一五七九	和書類
一二架	一〇冊	

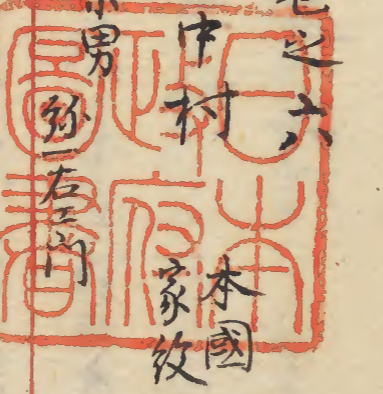


史一二四

内閣文庫	
番號	和 31579
冊數	10 (7)
函號	155 74



世臣傳卷之六



中村理右門某男
藤原某

中村
家紋
本國伊賀

正勝

九右大夫源五右門源左門

女子

中島八兵衛某妻

勝房

七之介三右門某男
實柳某多東清宗男

勝興

庄次郎可久七右門
母毛利兵左門末次女

女子

三浦權次郎清門妻

貞福

九右大夫 早世

某

實貞實四半兵衛道格男
角花 早世

正意

實貞日友六头右方格男
源門遠規 辭介

勝政

實小波長右門正貞男
七之介 早世
源左門實福某松國福
六男

勝意

實了
母松井某孫孫女

宣秋

文十郎
香色源宣清某子

世臣傳卷之六



中村

世臣傳卷之六

中村

孫一忠重(原)素(理)素(子)加(道)紀(後)忠
廣(家)入(身)家(子)宣(永)十(年)九(月)
傑(後)子(仕)奉(り)五(石)足(軒)の(多)附(り)進(り)以(是)子(乃)事
を(り)同(十)年
明(曆)二(年)六(月)破(法)免(し)を(り)て(法)月(人)乃(極)亦
叙(す)建(治)二(年)二(月)致(仕)し(明)三(年)七(月)亡(了)
上(死)し(子)乃(孫)乃(正)信(又)子(鏡)記(二)五(延)家(元)

本國富... 六田方を... 諸の... 後... 經て... 明和八年二月月俸... 清小納左の... 了... 了... 了...

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

佐野

本國尾張
家紋牛角

関公道隆公五代左近将监則隆之末葉
佐野孫次兵工重相男

藤原重次 忠大夫
無嗣家断絶

相興

善兵工

相宣

善之介 氏政甲斐将之進後復
佐野善兵工 爲仕甲斐賑牛

相晶

初相真 忠大夫 善兵工
母香西信左三門宮爲女

興良

母善之介 爲正吉女
助之允 在左三門

某

介之允

宝曆七年十二月改易家断絶

盛房 化之進 黒川嘉之傳

女子三人

満武

女子二人

長野之妻貞元妻 大楠又右之邦教妻

相憲

半之既 陽助早世 母是七右之貞清女

女子

子賀保美賢妻

武保

采助 梅之進

女子三人

上田金五郎義綱妻 佐守是右之新右妻 中野順泰公和妻

佐野

附喜吉事門興祿

善美孫原相興之孫次兵衛重相之男なりしりりし
関白道隆公の五代左近將監則隆初め是れ後國菊
地乃邪り存し之進ハ是地ハ名ありて之り則隆
ノ子代系地七布 經直ノ多の院乃此時武去所多
經直ノ七代の後流系地ニ布武房ノ之男亦布武奉
院在り又叙一甲斐守ノ向一甲斐國より存すハ
是より甲斐守ノ向ノ之男ありし也武奉ノ四代の後
幸村尊氏將軍ノ裔一軍功ありし也此院在り下

して紀伊を以てさき諸國より物乞ひする時月始はる
りる云云此紀伊を武庫宮と云ふとて徳威を振ひ九國
の諸大名皆なむ紀伊にこれ等市村へ向りて西隣摩
旦のありりし者ありし者綱より果を終り嗣を多
事村の後高甲紀伊大和の紀伊の紀伊蘇の大寺
惟豊下居し紀伊國益傳の郡諸母の城に坐す
日向より四百米余所の地を領せりといふ民部大捕
頭直入を以て川守と云ふとて文武の名を當世有り
て記す云々十年七月より九年七月に於て紀伊を
空しくす

子能多有りき或は甲斐と稱す或は佐野と号す其相
子能多は高野を以て加藤清正紀伊國を物乞
後りしとて紀伊に上りて宣永九年六月に於て
廣く飛出りし物乞ひは後々進家と云ふと何れの
物乞ひと云ふと今より持来り同十年九月
宣相の場方忠を以て宣次相興諸君下
仕入奉り二石を嗣を以て始はる終り
相興初法也等の事を奉り同十年十月に於て
物乞ひ石 宣永四年九月に於て物乞ひ 宣永三年

十三は徳の武志を起り轉生に達し州人の後所加ふるが
 其所を興す州人のなり勤むべきりそつる法書を深
 さま下し婦小學を成りあり伝ふ 明應三年
 九日法用人の後所加ふるを承けて進出候か加ふる
 五十七合二石 美治二年三月に所加ふる 万石の合四百石の地あり
 五年に 石を承りて給ひし時より承けるははるの地ありしとき
 動ひしを承るまじとあらし又その地の地を承るしとき 承るまじ
 年十一代の後所加ふるを承けて進出候か加ふる 承るまじ
 一年十一し二日死し 言のまじ 婿の男と吉吉相室 初甲の又
 承るまじ 父死して家を継ぎ 承るまじ 之禄十五年承るまじ
 日付ありあるまじ 承るまじ 十六年十一日江戸に遠城 平河の
 梅若坂

石を承けるは徳の武志を起り轉生に達し州人の後所加ふるが
 其所を興す州人のなり勤むべきりそつる法書を深
 さま下し婦小學を成りあり伝ふ 明應三年
 九日法用人の後所加ふるを承けて進出候か加ふる
 五十七合二石 美治二年三月に所加ふる 万石の合四百石の地あり
 五年に 石を承りて給ひし時より承けるははるの地ありしとき
 動ひしを承るまじとあらし又その地の地を承るしとき 承るまじ
 年十一代の後所加ふるを承けて進出候か加ふる 承るまじ
 一年十一し二日死し 言のまじ 婿の男と吉吉相室 初甲の又
 承るまじ 父死して家を継ぎ 承るまじ 之禄十五年承るまじ
 日付ありあるまじ 承るまじ 十六年十一日江戸に遠城 平河の
 梅若坂

之祿十二年壬子月俸物と召付を遂に後父の位を以て
月俸増し物り合ふ又致仕して高を継ぎ三百石月俸
を裁て修し先降の隊將より寛保二年正月六日
年六十歳と云ふと無婦男と云ふ満茂享保十四年
二月月俸物と召付を遂に又死して高を継ぎ三百石
延享二年九月 方徳院殿法代讓ふと云ふ所也
よふと云ふの法使を奉り同月日付ありと云ふ同
四年三月暫儀の川原を渡るに没しと云ふ事あり
徳川切城一将 將軍家より召す時被出張を云ふ

寛延三年四月 弘代の藤上を以て松平年二月日光
山の山使を命じ 邦初より命じぬと云ふ同八年十二月末
年と初書を當りてと云ふし 年と邦初を命じぬと云ふ
命じぬの書を當りぬと云ふ二年十月と云ふの格り叙
ふも同六年十二月に叙ぬと云ふ 孝名合云 同九年二月更
守より命じぬと云ふし 年を命じぬと云ふ道乃書 孝名合
同五年四月 十二年七月 六年八月 終りぬと云ふ
婿男陽めお憲ぬと云ふ年二月月俸一はりぬと云ふ
と云ふ 六石 安永二年六月 内中世有りぬと云ふし 同七年

二つとす二十九歳とすく死す一と進す二南方権之進武
保を嗣とすぬ権之進武保安永八年六と法小姓なり
はまき 明正七年格ふの事 河うしあうし 明正九年再法小
月俸六口給重十兩
姓なり名はまき同五年六と家を継 三十五 丁法小姓を
免ちる家

喜右衛門藤原興祿と善言市相官三回也正徳二年
二と法小姓とすはまき 月俸三口 享保十年六月法小納
給重十兩 石の殿とを同十二年八と破ゆと進す後日法小
姓同姓はまきの目を継ぎ寛保二年七とす

公長備前守可増と進す延享二年十とす新可取
を初む百と明正二年十とす二万死し息婦ゆと九
系父死して家を継ぎ 五石 享保七年十とす
身の新ひす一とすまきと法小を給い家継ぐ

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

熊谷

本國攝津
家紋在角平飯

然考之而直之矣始男小治直系後胤
大膳亮直院之代

丹治直吉

左馬今十有女其後仕出入
母和四七有女親留方女

茂清

母和四七有女親留方女
母和四七有女親留方女

女子

和同和四七有女親留方女
日其友後左馬今十有女

直良

母和四七有女親留方女
母和四七有女親留方女

信正

母和四七有女親留方女
母和四七有女親留方女

女子

母和四七有女親留方女
母和四七有女親留方女

直喬

知宗 元右衛門

女子

十命 直之妻

直之

十命 直之妻

女子

十命 直之妻

直衡

一子 直之妻

系

用左衛門

女子

直之妻

直邦

直之妻

直之

直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

十命 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之 直之

之り架罪をきよし一を周をりし免をきよし一を忽嗟崎の
て龍をよし死をば切く殉死をば遂にうたりしを子左馬助
玉川記乃中より父の好まむをりて石田左門氏鉄百
はふ是れ十命書あり重吉父の重吉之初と左馬助と
名をて戸田より在り寛永十年十一月 傑後公は仕
事り 二百石を領し是れ是れ公の子孫の家 明和十年長柄より
は徳く名をきよし一あり 是れ後討たるの奉りを行く美を三年六
先鋒の隊將よする延宝五年より破を免せられ
了和元年より致仕して土入と号し一老を公判

賜り貞享元年六月十四日七十九歳よりして是れ
よる子左馬助あり美清美治元年三月に俸
賜て是れは寛文八年は中小姓少をきよし父の讓を
受く家を継ぎ 二百石 後侍官の職に架考法あり
川を修く元禄六年より長柄の奉りあり同十
二年乃々大夫人 涼妻 乃老破り補せり 移り
五十石の言 明和十二年八月に破を加へり 是れ是れ公の子孫 大夫人
破を免せり 是れ是れ公の子孫 正徳四年二月致仕し一世休と号し一老を公判賜り享

保元年十二月十四日七十七之異^リして死^し然^レニ^モ十^五帝^也
在良元禄十二年^中月^付給^ル及^テ仕^テ家^を継^グ十^八
享保四年七月法性着の事^を司^リ存^テ楊^の奉^リ
中^ノ子の炮將^を經^テ終^リ先^降の隊將^也
先^殺初^子の隊將^也二百^石の^子
二百^石の^子
寛延二年六月法^也
事^ハ殿^を奪^キ同^日八月^時杖^友と号^シ宝^曆
六年九月二日七十七^歳死^ス初^子の^子
々^分物^有正^信二^男を^嗣一^元太^也
在^當享^保十五年二月^月侍^給及^テ仕^テ

寛延之年々々^カ百^年二^年八^年一^年八^年を^継
死^シ礼^奉五^鳥女^所横^江英^徳保^元の^男を^合
弟^也十^帝直^之初^之文^三年^々世^子
大^同二^年可^治及^テ日^夜法^也給^仕免^法是^後
其^子中^姓日^月及^テ中^姓自^存
継^キ十^五宝^曆之^年々^々中^姓自^存
及^テ中^姓自^存及^テ中^姓自^存
二^百石^の子^也同^二年^十二^月大^同二^年及^テ中^姓自^存
嗣^也及^テ中^姓自^存及^テ中^姓自^存

此の道流を奉るに及んで後宅 和四^ノ文
城田^ヲ攻め人々を降して日夜心をなす
嗣君の目出なむといひて是をふくむに
思ふも誠に守りしなり 幸よして同
九年 十月五十二年よして卒し
多し然るも其馬馬の
車御印さして身を健き 百甲 安永二年十二月父
重之の日記の右議を思ひなすは 昔務め難とて年々
其重 ^少を下し初め同四年 十二月所居を下
すは 珠り長く減るに及んで
年々

是偏し直之の實家の眞縁を思はざるも予と之難
有るなり 是也 是は法中^ノ性なり 法小^ノ細^ノの縁なり
は法家の縁なり 得るに定ぬ 四年 二月死す
其子 祐を爲す 初 稚なり 其ハ羽木貞^ノ姓 ^伊ハ三^ノ回^ヲを
是に修く 嗣は 新十^ノ命直邦^ノ子 同主十一^ノ 又之^ノ後
を治む 法り 依るに半を減らす^ハ 年

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

日夏

東國近江
家紋 紐花菱

近江源氏傳 承家 源流
日夏 權左衛門 三男 二男

源 某

權左衛門

義勝

勲九郎 權左衛門 長稱 福平
母 福中七郎 三男 義政女

系

權左衛門 三男 義政女

女子

日新 新吉 市高 妻

義平

母 宗女

系

平家 吉右衛門 宗忠 子

女子

平家 吉右衛門 宗忠 妻
平家 吉右衛門 宗忠 妻
平家 吉右衛門 宗忠 妻

系

一男 三子

系

實 權左衛門 權左衛門
實 權左衛門 福平 三男 義勝
二男

方親

實 權左衛門 孫 三男 義勝
實 權左衛門 孫 三男 義勝
二男

壽武

實 權左衛門 孫 三男 義勝
實 權左衛門 孫 三男 義勝
二男

系

實 權左衛門 孫 三男 義勝
實 權左衛門 孫 三男 義勝
二男

女子

實 權左衛門 孫 三男 義勝
實 權左衛門 孫 三男 義勝
二男

壽就

實 權左衛門 孫 三男 義勝
實 權左衛門 孫 三男 義勝
二男

義敏

善八高嘉の喜良の
母山平孫公の妻女

系

源十右衛門
山平孫公の妻女

政幸

左衛門 善良の
実政初任二右衛門辰房輔加二男

義極

善太右衛門辰房の妻女
母善成清を道信の女

善女

安堵角方の妻女
実政初任の妻女

女子 伊孫口より房勝妻
丹羽丹治の妻

系

権左衛門善成を道信の妻
善成

善者

丹羽良右衛門 善成妻
実政初任を至成二男

女子

権左衛門善成を道信の妻
善成

日夏

附福左衛門善成

権左衛門源幸を佐々木源之義の流左京大夫
義賢入道兼禎の一族日夏権左衛門尉之賢の二男也
賢初近江國荒津郡の城を領し其後忠貞の
是より二人の男あり婦人善成の正徳より二男
を権左衛門系也権左衛門大坂波の軍に戦ふ事
乃先自ら居り善成の九に改めては善成を道信一矢
玉を多記に下り端ありて居る事し軍を引付けし事
善成の善成より首首をくを善成の功名を記す事し

至存のりふ系有之也越前表をまきて寛永十年

大崎を八義持の執りし事と依り

以上之事必ず依る
上野の事必ず依る

信錦の私記に依り依り依り大坂夏の傷のりい橋を築く津田

今を以て不四石同十二年法上流の時法依り依り同二十年

多津の成よと依りし事と依りし事

也孝の義持や嫡男吉忠を継ぐ二子二人有り二男

臣乃事をりし事と依りし事

を継ぐ江戸なる居り依りし事

を免せし事上野に依りし事明和十二年八月四日死し其子椿

左衛門某其子也其子義持二男伯父も嗣をりて其子

継ぎし事之祿十四年二月四日死し其子

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

其子也其子也其子也其子也其子也其子也

免やき又きむ時月日及は言の目も業 一 阿主 於芳殿可

功なき 寛保元年二月二十一日卒して死す 然り子

三人あり 二男 虎吉 馬吉 享保十三年八月廿日卒して死す 阿主

より 一 某氏の子 還侍して 阿主より 虎吉を継ぐ 阿主より 馬吉を継ぐ

三男 角兵衛 某々 力村 結興 七歳より 阿主より 馬吉を継ぐ

享保十三年二月廿日卒して死す 阿主より 虎吉を継ぐ 阿主

後片平乃令し 阿主 阿主の存り 及 阿主の存り 阿主の存り

き 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

享保四年十一月廿一日卒して死す 阿主より 虎吉を継ぐ

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り 阿主の存り

喜左衛門源五郎八福平、
権左衛門某久次男福平也、
義勝の弟孫義勝の母と福平と系を承り、
義勝の寛永十二年、傳後公ははたしきり、義勝をのみ同人の
氏を承り、是正保の氏に承りて、嗣を承る家終り、
福平の家院に終ぬまは、彼分孫を承り、
家名を昌とす、寛文十一年、別所氏と稱す、
丹羽庄系承、室町、御、子、若、武、為、義、
平父可継き、子、若、武、為、義、
三月、庄、系、承、直、武、為、義、
昌の孫、可、継、き、子、若、武、為、義、
延享三年八月、某、田、院、後、正

光の子、子、喜、右、郎、政、幸、実、政、部、辰、房、佐、右、和、田、系、一、カ、三、
男や家を継ぎ、而、石、安、永、八、年、十、月、法、光、の、真、行、か、つ、て、是、
所次也、此、氏、を、承、て、賜、一、十、石、其、は、執、政、の、主、の、傳、を、承、り、
重保也、此、の、後、に、承、り、子、勘、九、年、義、授、了、所、六、年、三、月、
日付賜て召仕也、

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

吉岡

本國山城
家紋井柳菱之内三之字

吉岡左兵衛宗男
孫原某
大兵衛

正利

新八 左之末 庄住号不石
母日新七郎宗之末 孫家女

女子

松田理之由宗純妻

正合

善左衛門左之末

當陽

次子
堀本左之末 當家善子

女子

小江長右衛門正貞妻

女子

赤田孫助左之末 禧妻
實赤田左之末 直女

方副

善信不新八左左之末
母之根加賀右之末 延貞妻

女子

松井數之末 智妻

副教

新八郎 政助
母赤松國右之末 善純女

直

赤田孫助左之末 福養子

女子

高孫半助左之末 賢妻

正方

高五郎 新八郎
母赤松善信左之末 善堪女

官敬

藤原孫久助官左之末 善子

同十二年 磯を治へし 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に 乃 磯に

山田氏子後傳子姓

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

山田

本國近江
家紋 子重子

山田平門某男

孫原真宗

在太 兵右馬

某

折母定右左門多作
母云田五重某女

某

八市右馬
初云田五重某女
孫字後他某

女子

杉山右馬門系妻

以良

重孫 早世
實丹羽公左馬門重次二男

真宗

定右馬
實田長三某系第四男

女子

善長子重孫以良妻正火後死
定右馬真宗

真方

千代之助折母仙之助 定右馬
母多作真緒女

女子人 名空保云常侍妻
池田権多事系能極妻

貞哲 年之今言人新母多作
實大生事子以信續四男

女子人 養子多能生信哲妻
母相侍千以誠信妻
南孫孫要人親著妻

貞純 源部言人
母定右ら生女子

良幹 西河園右為良容養子
權之助

義美 卒田宗右為伊家養子

女子 松田源部正雄妻

田原真道

左を考る藤原真道と卯門某女子也卯門の事家も侍
多府の言及宣永中より卯門中の所より能信親を養ふる私記比
校して見ると一冊之文と記し卯門源長つらある人として宣永の
初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
後日氏の後を承りてと記し卯門源長つらある人として宣永の
中源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
法隆寺にありしと記し卯門源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
幸なるふ時内侍一由系 内の日いりあるより卯門源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
出づきハ借奉りの事と記し卯門源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
侍乃て法家の一人入流まゝ中より一人の鳥帽を賜ふるを承りて
奪ひ取る押しつけし言能信法信侍人長く源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
帰りに候へば井飲をむむむと先程の侍に定めし後を 貞道いしけ
切と記し卯門源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
る記し卯門源長つらある人として宣永の初め 傑俊は此奉り百歩石の地を領し 善心公松有は移りて卯
貞道いしけ 月侍之に 風夜乃奉

云懈々其功勞を多うりしは法代あらしとをせしむ

寛永十八年十月新可所領を以て百二十石〇石の家

志道は例り召付きし時此處より物も如くの領字當子とす

その事と詳なきは 明暦元年二月

破をせしれ延宝五年四月十九日迄は思ふも多作共

捨筋を継ぐ百石 駒子川の破より菅野のきりしを継ぎ

駒子川乃破り此女 此破りするの年を重ね後かひひを

正徳五年十二月町奉行の破し補き二百石 之の

後を免るは享保四年二月十四日六十二貫りして

死し思ふは先丹町重次八左衛門 之男重直次良

を養ひ宝永二年四月月侍初て召付きし可成程

多く世を早し多き 田某 此東 田男をこり女可配

して世継となし宝永五年真の心で月俸給ては是

を法中姓なりあるれし身乃頗若本は侍り多し

能り居る致及月俸を過し未だよくせし定ち是

実方いゆし初相をよ代へゆし幸し時祖父家を継ぎ

石百石 泰重公の御所近し此小 法賢殊可

より法刀 其孫六分 在下し多し是偏り風夜乃

若を考へるは公徳をきせりし時破を免る

千後法皇の事を見り宝曆元年三月に百四十人
 として死し無子多作生相實と大出信續考すゆくこ
 男真方々女有今まで書ひしやや節を延てるや千
 法皇の殿より所より二万石の殿より二万石の延て
 西村人の殿より補せし二万石の延て
 那代乃殿を奉ふ三万石の延て
 三月日侍給ふて召付まし回す二万石の延て
 法皇の任をふて日侍をかし給ひ二万石の延て
 を免せし延て三万石の延て
 寛政元年
 三月廿六日四十四年父可先きまゝ死しり多勢

千後法皇の事を見り宝曆元年三月に百四十人
 として死し無子多作生相實と大出信續考すゆくこ
 男真方々女有今まで書ひしやや節を延てるや千
 法皇の殿より所より二万石の殿より二万石の延て
 西村人の殿より補せし二万石の延て
 那代乃殿を奉ふ三万石の延て
 三月日侍給ふて召付まし回す二万石の延て
 法皇の任をふて日侍をかし給ひ二万石の延て
 を免せし延て三万石の延て
 寛政元年
 三月廿六日四十四年父可先きまゝ死しり多勢

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

毛利

本國安之孫
家紋陽切角ニツ引

大江泉

兵左五門

未吉

孫化五右五門
母河原五右五門貞信女

女子

兵右五門未治養子死無五右未茂

未茂

孫右孫右五門兵右五門
冥母河原五右五門系二男

未純

孫傳吉

女子早世

母成川万右五門義矩
相四孫女

義正

辰五郎 宗十郎
冥母河原五右五門系二男

信吉

此母

冥大谷平馬純業二男

未治

喜三郎兵右五門孫化五右永之
冥小取孫化五右系二男

未萬

孫孫喜三郎兵右五門
母河原兵右五門未治養女

政準

喜久治

女子

佐倉源五右五門正武養子
破村文成吉保妻

寛文十一年十月十八日

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

御用掛 藤田 孫三郎

毛利

兵左衛門大江某々安藤某國の人なり初々加孫某可仕寛

永十年 傑俊公の侍家人とて侍中小姓より仕連

同十一年洛上洛の時侍従一曰十八年十月新上戸

を初め至石等二年十一年より地かてき 寛文十一年後旅忌

の事あり寛文元年十月再々地か後石 奉平公

の事を慰めし殊可敬を乞免せし事今も架して後

日毎上洛也習可同休を乞ふ事 同十一年

より下りて息子等以通事侍實を小形重次

助

の二男あり家を継て二男は宗乃奉終る長孫の守
 行あり享保八年四月没し一永久と号し一老翁上科
 賜り同九年まゝ一十月死し一忠婦男むと号し一末君之孫十四年
 六月日付賜く召付てし又一先きまて一山傳二年まゝ
 三日世を早し一これと丹阿某宗二男を嗣とす無たつ
 未茂と一初之孫十六年七七一奉重公のは例し一
 召付て石和子は末治の世継とありて一召付を譲りて二男
 法性名の孫と架小三梅陽院乃老後とありて一赤用
 尊乃孫り叙ま延享三年二月秋二男の旨と

宗乃は山傳の上方とあり一享保七年乃奉重公を尊三男と
 尊也宝曆七年六六一廿七歳より一死し一然て子
 三より未滿延享二年十一一月俸賜て召付て家を継
 て二男は法性名の孫と架一光榮夫人の老後とあり
 再山性名の子を用り一孫ありの孫一叙ま寛政元年七月朔日六十歳九
 引候く破を免ま二男孫吉末純家を継て三男寛
 政三年二月毎日二十歳より一死し一忠嗣とありて一山傳
 丹阿某治孫二男ありて一奉重公の孫とありて一山傳
 一死し一父と号し一領終り二男一歳終るく同九年七月二二

二十二宗本より一丁死し無子と又嗣多し其大子継業 子馬
 三男を死す所修了世継多し一回六年正月此母信吉
 可考之故を多し 二百石

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

本國近江
 家故左三改巴

鎮守府將軍末秀卿二男曰將軍千晴六代藩主也師
 將後之末秀不王也出尉貞沱長男

藤原成貞 市右衛門

貞則 七右衛門
 母系越後守幸女

女子 大福美吉長女幸妻

秀法 初為貞長女依信宗新中半以
 母系也幸妻良女

昌陽 長之印
 原島吉長女定憲養子

女子 寺田依吉幸妻安成妻
 母系也幸妻好妻

貞清 初貞高内養至七右衛門
 母系也幸妻正女

女子 小川正悦美之妻
 出田新之末宴勝妻

氏盛 半在也 政仕拜休
 母系也幸妻正女

政紹 幸次
 高橋主馬白政美長子

女子 佐孫善幸妻福武妻

貞躬

勝左左七郎七右郎

母大右三左衛門正盛女

松平吉左衛門の妻

三右衛門の忠胤妻

山田三左衛門為宗妻之妻

下原三左衛門

貞幹

左内半左郎半世

母三右衛門正盛女

貞茂

左左郎

女子

丹羽里見の彬妻

女子仁

図

市右衛門 藤原成貞 守府將軍 秀郷の二男 同將
 軍千時六代 蒲生太布 雅俊 末孫也
雅俊 藤原家 蒲生家 系の系 系より 鍾金の 時ありと記す
 十一代の孫 刑部大輔 秀行 志趣 似分
 進心 將軍 家 三利 女 上出仕 せし 二男 左為 大夫 三郎 八代 本
 家より 左を 一む 刑部 大輔 秀行 卒し 三子 秀行 紀成 紀
 継 叔父 左為 大夫 三郎 甥の 妻 紀成 志趣 一て 三所 似
 を 保 志 三郎 男子 四人 あり 嫡男 三郎 志定 妻 父 可 継 志
 三郎 志定 兼 三郎 志定 氏 三郎 志定
 二男 三郎 志定 三郎 志定 三郎 志定 三郎 志定
 乃 祖 父 也

三男ハ出立して寛清とて一男ヲ東尉貞澄とて
けぬに時ノ架母方乃のり可付て尾張國可移り
年十歳よりして又々許り歸り伊予見ある越前より
可養子ニ事者人年長父也多々成貞初ハ汝ノ忠門
ニ名取りて藩生ノ家可仕也江守より江津ノ平向
又伊豫ノ國可移り松山ヲ據候一ヨリ定多ノ十一年
中務大補忠知親重卒一ヨリ後 傑俊公ヨリ召進
乙卯 正保三年七月廿八日申時一ヨリ死して葬り
乙卯 正保七年七月廿八日申時一ヨリ死して葬り先

キ 蘇の公ニ江津ノ城成らせり乃の父ハ代左ニ
時いよつて生家継ぐ後寛文元年七歳ニ山林ノ奉り
よりり同三年ハ一破を免せられ同十二年七歳ニ
六十ニ至り一ヨリ死す孫ハ子^半有清初ハ貞ノ令
中僅り存母一ヨリ 蘇の公ノ孫也一ヨリい移れ
キテ人ノ事ニ弟ニ事紀一ヨリ法中初ノ後ヲ架母ノ
目ハをふ家を継ぐ一ヨリ死す 後延享七年六歳
蘇の公ハ世讓りて乃の父寛清ニ一ヨリ忠也一ヨリ
老云の由人ノ破可免せし様ハ蘇の公東英揚とおよ

近習の権を有るにそ風夜の功勞積りし程より貞享子
三年より永む子孫ありて 合二至五 之禄五年八月廿子 菅松
乃法傳りありて是法中少姓の跡を承継し 菅松公法世三
ろし之を承継し 初先鋒の隊將り精進せき宝永六年
三月 東山天皇山御し之を承継し 菅松公法世を奉り
享保二年二月晦日卒五歳よりして死し無子七代高門
貞清正徳四年三月廿付給て召仕進奉り承継し 二至五
月付給て東中守乃将を經て先鋒の隊將り承継し宝曆
五年二月十四日卒五歳よりして死し無子半在高門氏啓

寛保三年九月月付給て召仕進奉り承継し 二至五 明和
三年七月大月付の破を奉りあ水之年より致仕し拜休
し 承継し 明和四年二月より又卒し五十二歳より
し 承継し 延享元年七月付給て召仕進奉り承継し
召仕進奉り後中少姓の跡を承継し 二至五 是乃
破りたりし年より法傳り其の後承継し 宣政八年正月
仰し依り伊勢乃、大朝より承継し 又都への法傳を奉り
承継し 半在門貞幹 宣政四年二月日付給て召仕進奉り
し 承継し 先き承継し 承継し 二男在 承継し 貞茂 宣政

七年九月月侍婦くはは系 六口

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

吉田 東國伊勢
家及九曾回生

吉田之丞系男
孫系系 嘉右衛門

系 今古より 松平山守子 家信小川 今古より 系女子

孫興 小川平介
之孫中仕 興國公

系 安古より 孫小川忠悦
母小川今古より 系女

女子 貞作之末系女子

守興 益古より 後俊吉白治采
母之入系古より 系女

長孫之格妻

女子三人 之孫定古より 最為妻

母古より 五古より 系保妻系 嫁土屋春庵松源

守舒 權六 彌右衛門

山崎川邊之...

某 平八郎市右衛門 宗善良子

女子 善子 弥右衛門 守舒妻

守章 兵右衛門 善子 龜濱 母治米守四女

義矩 權之進 三浦權右衛門 清門 善子

正矩 角右衛門 宗善良子

某 兵馬 守舒 弥右衛門 宗善良子

守壽 惠十郎 守章 善良子

早川 吉左衛門 永訓 妻

女子 及村 義道 妻 三人 小林 修介 為貞 妻

守壽 惠十郎 守舒 五男

守處 會見 惠十郎 守壽 善良子

早川 吉左衛門 永訓 善良子 佃 永右

女子 須賀 清左衛門 興 妻 三人 須賀 善子 敏 義 妻 實 故 善 右 衛 門 斯 乃 女

守處 弥門 益右衛門 實 善 右 衛 門 守 章 二 四 男

貞保 英 守 節 守 章 善 良 子

女子 遠 後 保 右 衛 門 胤 守 妻 二人 小林 角 三 郎 為 馳 妻

寛文十一年
 同治元年
 同治二年
 同治三年
 同治四年
 同治五年
 同治六年
 同治七年
 同治八年
 同治九年
 同治十年
 同治十一年
 同治十二年
 同治十三年
 同治十四年
 同治十五年
 同治十六年
 同治十七年
 同治十八年
 同治十九年
 同治二十年

吉田

嘉吉元年 藤原某と云々系子に何物國の人あり
 初と福家なる者大矣 山出く家一在り 年月慈明公の 是家人ともあり
 二万云 正保二年 甲子 正領を如くす 百法族乃奉洲
 を奉り 某の安之 年甲子 七月死す 然るに子ある由の系 後小川
 あり 職乃氏を冒す 正保之年月 俸給く 召給き 之 後
 多 年
 正中小姓よりある者又死して 其を継ぎ 万平石正時
 召き 是の父年以 許り 子を日 功等 少く せき せき 能く
 減し 少く 少く の 仰を 承り 之り 同十一年七月職を免む
 寛文之元年 守山乃 令り 補き 是之 祿二年 以 命あり

成く忠悦と云ふも同四年三月三日死す此子治平
守興^{はるむ} 丁未二年四月日俸給て石俵家を継ぐ
石^{二十} 大綱たる系法孫入司稱侍の令を継ぐ家門の守
仍とありて好政を繼ぐ享保十二年二月致仕し老
若く料初之文二年八月十二日七十五歳にして死す如
子孫世傳守節実川治系^久 三男守興有妻
女有三人守也守舒西往二年三月日俸給て石俵を
其後守節出納の職ありて父の遺命を承ぐ 西元後
勘定之奉給の由進度支の職に就きて其後

職を免され奉旨の令を履く 那半川の職に補きし事
石俵^石 守也 守舒 西往二年三月日俸給て石俵を
其後守節出納の職ありて父の遺命を承ぐ 西元後
勘定之奉給の由進度支の職に就きて其後
今茲八月廿五日を以て死す此子治平
守章享保十七年二月日俸給て石俵を継ぐ
石俵^石 守也 守舒 西往二年三月日俸給て石俵を
其後守節出納の職ありて父の遺命を承ぐ 西元後
勘定之奉給の由進度支の職に就きて其後
今茲八月廿五日を以て死す此子治平
守章享保十七年二月日俸給て石俵を継ぐ
石俵^石 守也 守舒 西往二年三月日俸給て石俵を
其後守節出納の職ありて父の遺命を承ぐ 西元後
勘定之奉給の由進度支の職に就きて其後
今茲八月廿五日を以て死す此子治平
守章享保十七年二月日俸給て石俵を継ぐ

功平下後 將軍ありし及や進時被白銀を賜り同八月
先鋒の隊將り移せきて何之年^之年乃勞を慰め
多し正銀か^言進^言年 殊り子^言傳^言孫^言に^言至^言る^言も^言長^言く^言滅^言
まる^言に^言し^言を^言す^言ま^言に^言二^言年^言之^言月^言既^言仕^言し^言亀^言溪^言
と^言て^言志^言ま^言ふ^言料^言終^言り^言同^言八^言年^言之^言十^言百^言七^言十^言六^言年^言
よしと^言て^言死^言し^言無^言事^言宗^言初^言子^言な^言ら^言し^言一^言り^言依^言り^言合^言丹^言守^言
壽^言を^言嗣^言と^言し^言惠^言十^言の^言守^言少^言室^言曆^言十二^言年^言之^言月^言俸^言給^言を^言
日^言俸^言を^言以^言て^言日^言俸^言を^言以^言て^言進^言言^言家^言を^言継^言ぐ^言
る^言事^言進^言事^言奉^言給^言し^言察^言片^言奉^言の^言合^言可^言補^言給^言を^言進^言り^言後^言に^言
石

種^言を^言承^言継^言事^言有^言て^言免^言せ^言れ^言る^言中^言書^言の^言奉^言り^言や^言る^言子^言
子^言益^言寺^言の^言守^言處^言其^言あり^言り^言守^言兼^言之^言也兄^言の^言嗣^言と^言し^言察^言片^言奉^言は^言六年^言二^言月^言月^言
俸^言給^言を^言賜^言し^言乃^言列^言上^言に^言爲^言り^言進^言り^言後^言に^言月^言俸^言増^言し^言る^言

合四

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

青山

奉國越前
家級立之桐

越前丸屋城守主事修理大夫貞勝仕太閤家錫豐后姓

孫系正次 主事助りり其人正中以孫江後

某 仕主事正守

長勝 功正勝 主事介之末幼出家号山律之一字此後孫丹羽

某 主事正守

某 松山少之末仕西尾隠岐守

正行 孫正行 功正行 母乃下之内今隆益進御 息女

正時 孫正時 功正時 母海尾妻今重常女

正供

百介 是等入之市多制
母同上 改仕号正隨

某

是等入 改仕号正隨

女子

丹羽市多市東長年妻
中井小太郎 重勝妻
大楠定太郎 是妻
小池武太郎 次好妻

正音

孫一多事
母多市多市東長年妻

女子之

依定定太郎 武妻
奥田仁太郎 是妻

正明

後之入 改仕号控計
母多市多市東長年妻 改仕号女

女子

依定源太郎 改氏妻

正席

新吉 早世
山岡是等入 是常 是子

某

早息之入 改 仕秋田家

某

武太郎 是妻

美治

是等入 孫一多事
是山是常太郎 是陣 是男

女子

是等入 孫一多事 是妻
是子 孫一多事 是妻
是村 孫一多事 是妻

美明

是等入 孫一多事
母後之入 正明女

美正

是等入 孫一多事
是利 是吉 是純 是良子

正英

是等入 孫一多事
母中川介之入 正英女

正春

三子介 族之介 三子介
母同上 正仕号冠心
松之介 織之介 左吉
七子介

正房

中条 播磨之介 系善子
文之世

忠義

杉本 造内之介 尚政善子
勝之介 孫四郎

正種

傳之介
小池 武右衛門 春子 尚善子
喜山 高左衛門 正氏 善
種物 助之世 正明 善

女子

小池 武右衛門 春子 尚善子
喜山 高左衛門 正氏 善
種物 助之世 正明 善
小池 武右衛門 春子 尚善子
喜山 高左衛門 正氏 善
種物 助之世 正明 善
子月 善之介 尚政 善
孫之介 孫四郎

正色

吉田 右衛門
吉川 甲右衛門 善妻
三宅 玄左衛門 恒隆 善妻

正建

七子介
明和七年 三月二十八日 元中 嗣子
家財 絶

正方

主水 式部 節之由 三子介 尚政 善
母中井 小右衛門 善之介
傳之介

尚誠

植本 清之介 尚政 善子
傳之介
高橋 左衛門 系善 善子
小池 武右衛門 春子 尚善子
櫻江 半之介 尚政 善

正矩

族 高之由 和之介 三子介 尚政
母 丹羽 玄之介 系善 善子

善綱 伊儀 上南院人善亮養子

女子三人 因藤式部正直妻
小川平介藤原實季妻

正信 三善印 初之由 早世
母丹羽純光長子長女

周諏 内藤新左衛門公澄養子
推之命

正昭 初正修 四郎 和名善平人
實成因藤原正光三男
大友妻千子行通妻 初由正修妻
實成山豐後安房女

女子 善子善平人正昭先妻

正吉 如左
母長尾兼大左衛門正吉女
初母示八

正之 母同上

女子五人 山田八右衛門兼 仕在行通妻
今田孫右衛門兼 阿多良人妻
中井小右衛門兼 收妻 長法院 長法院女也
三宅權左衛門兼 妻
石原少左衛門兼 妻

僧良正院 京都智恩院一之賜

正興 侍在工門 政江号一閑
母櫻江善左衛門兼 妻女
小桑權左衛門兼 妻

女子四人 多田左衛門兼 昌富室妻
多田左衛門兼 格倫妻
一色善左衛門兼 義行 初由相持妻
亦又 三死 政日勿

正宗 母味 三郎 善左衛門 道妻女

女子三人 山崎半左衛門兼 有馬才助大輔妻
伊右衛門正政妻

正賢 伊勢守 正賢 正賢

女子 長生茂 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

住芳 伊勢守 正賢 正賢

女子 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

女子 伊勢守 正賢 正賢

正勝 伊勢守 正賢 正賢

正平 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

女子 伊勢守 正賢 正賢

正賢 伊勢守 正賢 正賢

系

十之今 藤子信 母同上

正明

亦八 藤子信 正仕号逸休 母佐藤氏出之系女

知雄

新八 早川上 藤子信 智栄養子

正備

吉之印 仙七 梅林 仙七之弟 新八之弟 白幡大平院 住持村住 大妻 石橋李氏 右有妻

女子

正為

平八市之出之系女 母新八老之系女 川村早左仕秋田家 堀之系之系仕秋田家妻 早川早之系之系女 伴之系之系正武妻

系

女子三人

正明

亦八 藤子信 母大古之系女

喜張

與之進 舍見 富左之系 正明之子

女子二人

丹羽 喜之進 山崎 妻 喜之進之弟 喜之進 妻 喜之進之弟 喜之進 妻

喜張

與之進 舍見 正為之男 妻 喜之進之弟 喜之進 妻

正武

半之在 喜之進之弟 正武之男 實之在 喜之進之弟 正武之男

女子

喜之進之弟 正武妻

系

左門川 藤子信 正美之子

女子一人

亦八市之出之系 昌之妻 村之系之系保子妻 中洞 藤子信 包輝妻

正知

母如月正徳女

女子人

横江長之丞正以勝妻
三石伴右衛門正妻
丹羽素出右衛門正妻

久之政

半蔵如月正徳正字重房
母安保初由系女

正徳

初正徳富治半蔵正徳正字重介正房
實生富治正徳正房二男

女子人

出雲如月正徳妻
味長如月正徳妻

正平

徳正
實同氏正平正政三男

女子

養子徳四郎正平妻

青山

助兵衛藤原長勝を修理大夫貞勝より賜りて
祖父伊賀守正直初と梨

宗徳公可仕(ま)い(せ)也 戦功多(ま)い(せ)ハ所領河内
錦より貞勝より賜りて(ま)い(せ)十二年越前國より移りて
多(ま)い(せ)時丸岡の城を賜りて 伊賀守貞連(ま)い(せ) 磯田登(ま)い(せ)
波江守(ま)い(せ) 宗徳公(ま)い(せ) 宗徳公(ま)い(せ) 宗徳公(ま)い(せ)
貞勝初吉田大納言益徳卿の女より嫁し人(ま)い(せ) 正次を(ま)い(せ)
後 宗徳公才十の女を賜りて長勝を(ま)い(せ) 和梨

中吉原長清院殿 傑俊公と云ふ十三年美羅國へ移る也云云

貞勝豊臣家より召付せ九回乃城領せし事一云の如し

部系四子五 後父子位下し多岐郡大夫其年人山可仕

百石奉や 中後乃姓中を就其長女年の秋東西の軍起りし時

大坂の陣便り後上上方の軍勢有軍士一六貞勝

父子も以候を失てり所縁有付て阿波國蜂瀬が貞

松平阿波守 一家一守食事一貞勝と波比一

傑俊公山可移る也云々時定多十年上はの時

阿波守云々鎮守長年長勝を貫きし事 貞勝家を

△年人
江崎と
名考事
ゆき中
世上の氏
おれは

下り蜂瀬が家の家より召付せし事一阿波守と云ふ貞勝の長女と傳へ
家のおもむき同奉るはと云ふ女を其年人夫婦の助り正言の妻よる事
一云は後主の事なるは貞勝の長女と云ふ事其年阿波國と云
云云一云は夫の傳へ長勝見舟と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
傳へて一傳へし事一阿波守の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
其補一通而長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
山可移る也云云 貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
八月白川町奉りし事 貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事

の字を賜ひ今年終はりし事 貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
一云は同一事なり一貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
を改りし事一貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
同十八年三月日光山神宮の石碑造立の役り奉
りし事一貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事
貞勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事一長勝の長女と云ふ事

白銀を納ふ時彼者 明年四石 正徳加石 二万石

同二十年五月去津の成可法依石 正徳二年六月

廿三日六十石 奉りて終り思婦男勤解由正徳寛

多十七年九月所依納て召依進二万石 法美者石 の

事を奉り同二十年五石 去津の成又法依石 正

徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

七石五 宣文元年八月當所行多々同四年六月十分

五十年奉りて終り思婦男勤解由正徳寛

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

正徳四年十一石 月依加石 奉り 父死して事を継

中井小太郎（字） 初中井小太郎（字） 義経一ノ市時之實子也生女以之爲眞
室家之嗣 三男を以て正義なり四男を以て吉房小太郎
系傳之門（字） 嗣之爲五男之世也忠義松村爲政
吉房七郎 可考なり六男孫四ノ正在（宝永元年十一月）
小太郎（字） 義経 繪巻十巻あり正徳四年七月十九日 七男傳之今正種小池春好
二十九年中一死す 去たる 家を継ぎ 三を以て門正春初自字四年十一月
小太郎（字） 義経 繪巻十巻あり正徳四年七月十九日 七男傳之今正種小池春好
同五年二月に依て賜て諡あり 二男也 宝永元年五月
家を継ぎ 石 三を以て門正春初自字四年十一月

中井門大自王位所即ちのい 時奉賀の法徒を
奉り同五年五月 享保九年九月再び之を帰國
おねをせぬの法徒を奉り 初は時後二後ハ 同二十年
十月法徒一ノ冠山と号し一を以て科場り 本料
延享元年六月十六日 享保七年七月十九日 終つ然正春
男子三人あり二男法徒一尚誨棟本尚波 尚波（字） 嗣
あり三男法徒一清房（字） 橋系 在傳あり 義経（字） 義経
三を以て正方室あり七年二月に依て賜て諡あり 二男也
父致仕して家を継ぎ 石 元文元年二月に依て賜て諡あり

出云寛保元年宝曆三年再びよき降園をおもひ
のふり侍従を奉り同七年六々致仕し遊山を号し
あまふ科始り七年解 同十二年九月十八年七十四年
よ忠くありぬ西方男二人あり二男伊後兼綱上田
兼亮兼人あを継く婿男三々あり正延寛保三年
へいひ取始り治承三年二万六父致仕して家を継ぎ
能也石 宝曆十年二月由良より其より和六年 止り
降園をおもひの侍従を奉り寛政九年六々あり
その格り叙せしむ同九年勅書を慰め婿男勅を由

正信和五年二月に取を始り治承三年あり二万六一可
あまふ三年六々十八年二十五年止り二男権三物
周延と内藤公雄新女系う嗣せたり兼継る親子な
うりしり依り成田正元以後の三男四弟正昭を奉り
と嗣り一集人となつたり天保元年六々に取始り
治承三年あり二万六
七弟はあつ藤原正家と三左衛門正時と三男也之祿
之年は小姓有り各仕進同三年 老公意の云 好ふハ
まのふり時伊勢の 神定と奉りおの侍従を奉り同七

年十一山中御座の事をもも同十年後
免をき同日十四年再清由御座の事をもも二年
山中御座の事をもも正徳三年十一日新よ山中御座の事をもも
保十年十二日大三日免し忠婦男七帝位門正通享保
十年二月家を継ぎ 至石 子七くはつ山建延享元年
十一日御座の事をもも継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
下お終き 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
此節より東藤原正徳と御座の事をもも正徳二年男五子寛之又
五年十一日兄正時之御座の事をもも 至石 同十二年山橋

の目月補き 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
貞享四年三月侍者の御座の事をもも 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
三々致仕し享保三年十一日大三日免し忠婦男七帝位門正通享保
正享元年祿十四年十一日御座の事をもも 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
後 至石 享保三年九日御座の事をもも 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
免をき同日十四年再清由御座の事をもも二年
享保九年十一日御座の事をもも 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
百二 之又四年十一日侍者の御座の事をもも 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ 至石 継ぎ
此節より東藤原正徳と御座の事をもも正徳二年男五子寛之又
五年十一日兄正時之御座の事をもも 至石 同十二年山橋

明和七年上々、昌運夫人の事同八年九月

高年である一宗の奉儀の補任を以て那方行状

移り叙せらるる秩百五十石安永二年三月政体一抽

計とす一老若の料初より同七年上々廿五年

上々廿五年上々死して出坊男新卒正高下寛延二年

上々高小姓行の任世帯し一死有るは高小(高小)

けり同四年上々上徳を修り一久山も奉儀陣

考とす二回考とす奉儀初宝暦七年上々

老云高小の任高小姓行一高小今高小今

上々高小姓行の任高小姓行の任高小

同七年上々定府有る高小の任高小

老云の高小姓行の任高小同十二年上々高小

明和元年上々高小の任高小高小高小

月保輝初より八年九月父の任高小高小下向

父の任高小高小高小高小高小高小高小

年上々高小免され同七年上々高小高小高小

高小高小高小高小高小高小高小高小高小

定の事高小高小高小高小高小高小高小高小

西免一を家系嫡男縁之為美成て何六年三月
日傳揚ぐ召仕進父と傳ふに及又父日傳て
奉立下向と

其人正孫原正次と号り下向 修程大身結ぐ

嫡男也 正次は嫡孫と先祖由縁等の事ハ助三市長緒の

おれぬ事と長緒の 寛永二十年法合力として日傳

初り也 二十日 正保三年十一月日新しに召仕を賜ひ

寛文二年十一月二日死にぬ 寛文二年 西次男子二人

何し二男亦八両之や嫡男助はる西若西保二年九月

新し所領を賜ひ 三百石 寛文二年二月先降乃

將将補きし四年八月召仕一給ひ 百石 延宝

五年十一月召守より九月五年五月召し 召仕

正君男子四人何し四男十之助事也嫡男助はる

正勝延宝三年七月日傳揚ぐ召仕進父存

父の位を召し日傳揚給り也 和元二年八月

召仕進合舟十之助系有又召仕を合舟 正緒

石十之助 之稱八年九月中字の砲將有り召仕 百石

十一年九月先降乃將将有り召仕 寛文六年十一月

文照院殿中侍少輔（名）を賀し（名）を賀し（名）を賀し（名）
左使を奉り正徳五年（名）致仕（名）善と号す
右兵部少輔初（名）享保十八年（名）十四日（名）正徳男
子西より（名）八尾紫蔭門 孫右より（名）四男半蔭正蔭氏
也乙女可（名）合より（名）嗣より（名）家を譲る（名）初より（名）西武
之初十年（名）六月（名）は初より（名）是也（名）同十二年（名）六月（名）
は小姓より（名）免すは少姓を免す也又致仕して
家を継（名）享保二年十月日付家より（名）免すは
は清て免す也同十二年十一月（名）中軍の破将より

免すは同十四年（名）先降の隊將より（名）今年
宮領大森の氏領の事起り（名）時局因系（名）勝を大
下向より（名）取寄し（名）大森より（名）同十二年三月日
日光の神廟經管より（名）役り候（名）是二年（名）去り
淳信院殿將軍乃宮より（名）免すは（名）時次より（名）系
ふより（名）乃左使を奉り今年（名）十二月（名）合身川副印
去より（名）事可（名）出りて破太等を色小等請の能り退
けり是寛延二年（名）七月（名）十四日（名）正徳男を免すは
婿男より（名）正徳享保三年日付初より（名）是也

同八年上り又五年二十五年より父可先きとく
死にぬ姉孫半承久家を嗣とて助成之取元之
二年上り月付初て召仕進親父死して家を継
二五甲安多元年三月は性之の事を引り同二年
七月大月村の磯より成 初物て三五年
のふるまはぬ 同六年十二月
に領也初 十二合在初
ニ有卒名 同七年十月致仕し由
為と年上り 志多子初初 同八年上り十年年
上り二年上り志し 今也 取之取嗣るよりけきと成田
山富 初初 二男富吉山縁をてり女可保して

嗣とて助成也 山縁 宝暦十二年二月月付初と品
は進父取仕して家を継 ニ有女
十二 同二年七月大月村
は 初初 定之 八年 三月江戸本石の磯より進上
姑男使也 同二年 同姓伊也 正致 同四年正月
表て女上 今也 定之 三年 三月月付初と在
初
森平治森原某を助成也 山 同二年四月月付初と在
八月是正勝家継下付父 山 同年内今也初 百石
元禄十六年三月江戸本石の 山 梅林坂石壁を終め築き

乃没可百事可没 宝永元年十一月以集の目し

なるま 享保八年十一 廿九 日歿 五十四

十 一 乃 享保七年七月 死 世因 男子一人 女子二男

新八知 雄早川 知宗 吉三郎 嗣とあるに男新五右衛門正

備也 正徳五年十二月坊主小姓 召仕 享保六年正月 網俸 二年 享保六年正月

享保六年 正月 坊主 小姓 召仕 享保六年 正月 網俸 二年 享保六年 正月 網俸 二年

叙 享保六年 正月 坊主 小姓 召仕 享保六年 正月 網俸 二年 享保六年 正月 網俸 二年

享保四年 正月 坊主 小姓 召仕 享保四年 正月 網俸 二年 享保四年 正月 網俸 二年

同十七年二月官領 勘定乃 奉 仰 可 有 事

法不富 蒙了 奉 者 之 之 中 年 二 一 藏 免 也 是 延 享 四

年 八 月 公 子 長 備 延 享 四 年 所 奉 之 事 也 其 年 延 享 四

宝 曆 九 年 十 月 藏 免 也 是 奉 為 上 下 向 一 回 十 一 年

一 一 召 仕 一 一 逆 休 也 是 一 一 之 出 小 科 坊 一 一 安 永 元 年

一 一

一 一

一 一

一 一

一 一

下向一又致仕して家を継ぎ石 同十三年六月日
采の磯 去る進請下磯を止先ある二年八月死有る
以領収去る進請石ある一との書を學ぶ 宣政四年
死す 宣政六年之々 百十年之々 宣政十一年之々 宣政十一年
坊間富平の石の磯和三年之々 月付給する石は進請又々
死すあり一時的に石を減し 宣政五年 宣政七年七月
侍宿の磯可なる進請 同八年之々 六月甲子之々 一々
去る男あり一々 合身を嗣ぎ 興進喜張安永
八年九々 法有る方より石は進請 宣政八年 二月
給する石

見う嗣ぎあり一々 宣政四月進請を給す 七年
亦八藤原定之々 集人正次之男也 宣政十年
宣政公小川と抄りて 宣政由姓なり 石は進請 月付四
宣政二年二月新石は石を修む 石 宣政元年 八月
宣政元年の事奉り 同三年八月石は加へ給ふ 石 宣政元年
同七年十月石は石の取らるる進請石は加へ給ふ 石 宣政元年
同十一年之々 磯免を進請 宣政十一年之々 宣政の奉り給ふ
宣政元年五月先津の隊將上進請 宣政元年
二月二年六十一歳と云ふ 宣政元年 宣政元年 宣政元年

二年二月の傳初て召付是父死して家を継ぎ
之稱元年二月の宗乃奉行可あきまは得目録
は其父宗の事を書き同日四年四月國正物部宮
領地を一時に事し得る同十四年三月甲子の後
あきまは西中野の政を治る同十六年十二月は
後城の石壁平川に梅林坂を修め築を多し一時に役を奉り
宝永二年甲子定有るを治る同六年六月在府可
下向一正徳三年二月秩増給る三百五十年の享保二年
八月は石部占の後可あきまは石部を治る享保二年
三百五十年

同二十年二月島男亦八正章事し一丁破棄れ
奉行可治下を治る同七年是年乃勅告を傳はせ
あきま素の事は免るを治る元文二年二月致
仕一閑と号し志書と料物ノ定延二年二月
大正二年八十七年を治る同七年島男亦八正章
正徳二年治中野下召付是月俵六口享保十四年一丁
破棄を治る同二十年二月又一正章一丁治る子
は傳を多し治るハ秀吉昌吉原を治る二丁男次命を治る
正徳分物を治る是年一丁治る伊右衛門正徳宝永二年

十月中中姓より侍進月侍三石 終重十五享保七年二月日終重増給

三高 明年二月日中姓の破り金を同十二年八月破

免き進同十二年九月日紙の破りるを進二石

旅重乃奉り同十二年八月

三興の嗣より十月例り依て月俸増給り之文之年

二月又破仕して家を継ぎ三百五十五石明年十月日同月より

成之土月郡代の破りより官領の事を為りひ寛

保三年二月日同月より破り給り法中小姓の階と進同

延享元年七月日江戸本位の破りるを進同

進同同二年十一月日紙の破り四百石宝暦元年四月

手守の破り叙き進格別六石同七年十一月日度支の目よ

進同右の破り同八年七月日法り依て破り免し

を給り二石松より下り格別九石同九年九月日破仕し一松より

号一志美系新編り同九年三月同九年三月日同元年八月十

二文より承り無正殿具田力子三人有り二田力七九石正寄也

二男徳と佳孝依包可政徳と兼ら嗣とある婿男伊也

西政寛延三年七月日法少姓より石侍進月侍六石 終重十五

宝暦九年九月日家を継ぎ四百石破免き進同和元年

わくは用人の殿有りて是れ是れ也永二年十々々定府
をなすきき同四年二十々々定府の殿有りて是れ是れ也

十月十四日

甲斐國の川原を治するに役を命じせり是の時を奉る

幼少の時に

將軍家より召し出されし時彼白紙を納る

天正元年

同三年より召し出されし時彼白紙を納る

御りし時

年六十有及び一時政仕するに於て其の

後

極志しとて自らを養ふに勤むるに執政

寛政元年

四月

の川原を

治するに役を命じせり是の時を奉る

治するに

役を命じせり是の時を奉る

りし時

彼白紙を納る

徳川姓有りて是れ是れ也安永二年十々々又可也
此後定府の事有りて給人の格に叙せし是れ同四年
二月横川の殿有りて是れ是れ也同九年十月十三日
年二十九歳にして父可先きて死すは是れは二回龍之曲
正雄を嗣ぎしとて是れ是れ也正雄初め安永四年四月
公子長恒親長の小姓有りて是れ是れ也同九年死す
是れ是れ也又其の嗣ぎ有りて是れ是れ也例に依りて月俸
給りし是れ是れ也同三年正雄父の殿免也是れ是れ也二月
命を推して是れ是れ也下向して是れ是れ也同四年定府

の嗣との事同方富吉正妻七九年正妻の嗣となす
七九年藤原正妻ハ伊志ノ正妻ク二男也宝曆三年
三ノ正妻始正妻也月侍三口給重十匁又正妻の
目録あり今年
ナノ千賀可至 佐治ノ嗣也同四年八月例ノ依ク
月侍増一始正妻を免也今ナノ再正妻始正妻
免也同七年ナノ千賀の事を出シ六歳後除く事也
同年十一月正妻定有正妻始正妻也月侍三口
給重七匁明年又
リ正妻存満可下向一同九年六月又正妻始正妻
始正妻 同和三年二月正妻信の令給重也一始後免也事也

山中始正妻一給重六匁今茲十月正妻始正妻の後正妻也
あな二年十二月終人の移り叙重也始重三匁七
十匁の事也同五年二
月正妻始正妻始正妻 十二月正妻始正妻の事を奉リ同五年
ナノ新正妻の後正妻一 同八年八月年々正妻始正妻
正妻の始正妻今茲十一月終人の移り叙重也始重
七匁
石 天明五年ナノ勅定の奉り正妻始正妻同八年十月
度正妻の事始正妻新正妻始正妻始正妻寛政三年十二月
終人始正妻正妻の事也 同五年十一月度正妻の事を奉リ
正妻始正妻同七年五月正妻始正妻始正妻始正妻始重
百匁正妻始正妻

男子を以て依て兄と妹と向男と向女と西を愛を美良と

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

上田 本國出立
家級九角三三系酸

可分利恒男

利廣 是之也

某 級右男

上田氏系 継正 多主美良子

利宗 其上也右男 某二回男

利隆 治下命 孫を大武也

女子 三人
是入文也其妻女
伴八ノ也正良妻
下河六也南其妻

利昌 是存也 武左衛門
其母傳也 良安三男

女子 二人
養子也 利昌妻
寺田也 其妻

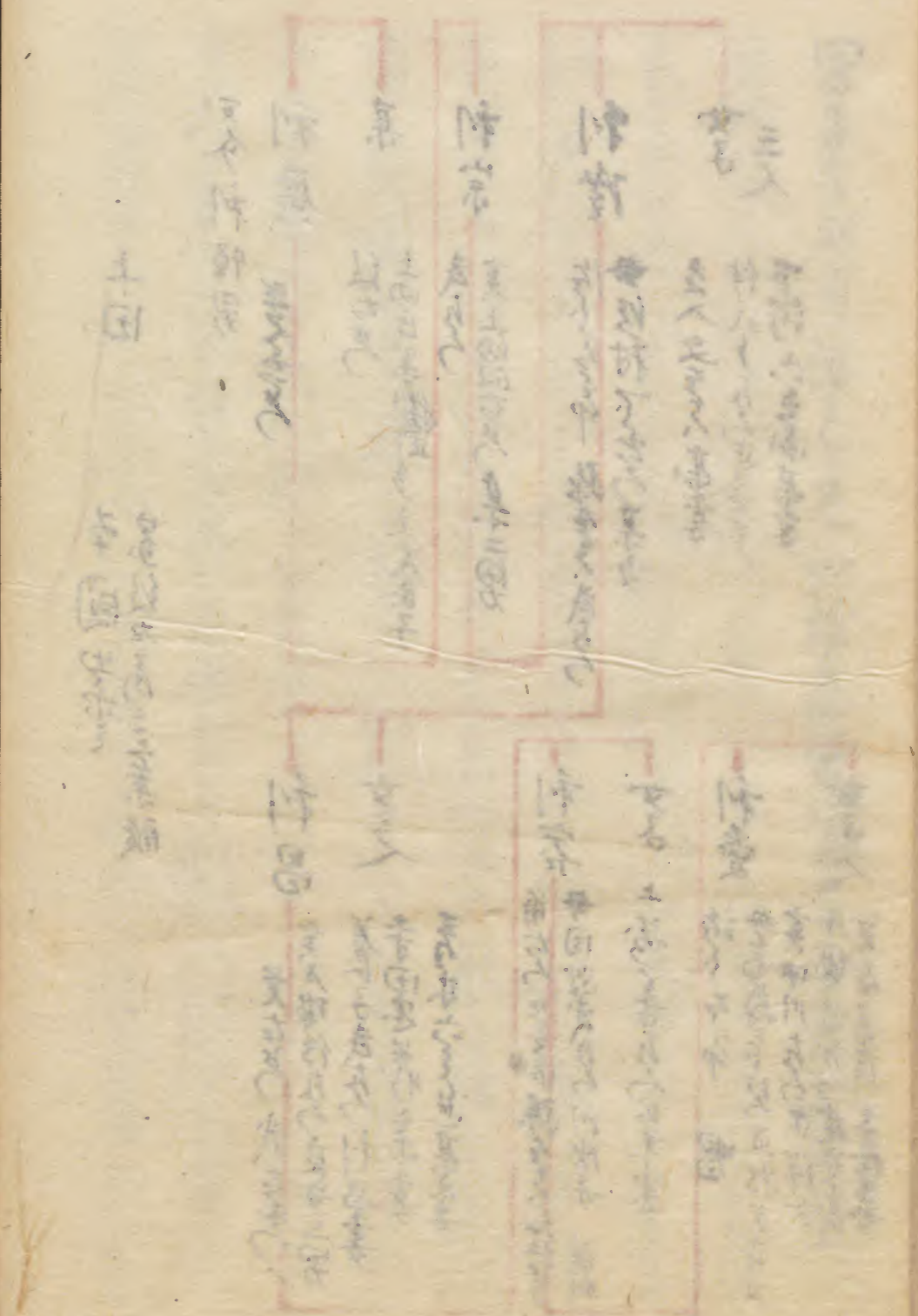
利容 角右也 孫を大武也
母同姓也 利隆女 俊軒

女子 上流也 善也 公元妻

利愛 治下命 唱
母同姓也 正持美良女
其母中川也 正持妻

女子 二人
其母中川也 正持妻
其母中川也 正持妻

上田
 受出利廣洋兼美合利恒之子也利廣初出守國
 松江可任一坂尾少博為右衛門正一忠晴卒して
 嗣をく承てし久寛永十二年八月
 傑俊公可仕一奉り二五五同三十年松有工移るる也此
 時利廣安積の令とあり一保二年九月長治乃
 奉り上轉るるき宣文八年七月廿八日死す其後之
 七十之在り也其子一利廣此より先令丹波守
 某奉り多し三格正二男を長く一嗣と一武在り



利宗と申し、其の安之年月俸賜を召はせ給はる
新田貞経の事をとり、命を継ぐ 至孝 延宝元年
つゝ、那由の令らあり、同七年職を由るを継ぎ、貞享
四年七月、召はせ給はる。元禄二年十月十二日、本年一
少く死し、其の女子武直は、利隆延宝五年十二月月
俸給を召はせ給はるを継ぎ、百石、其の命の継ぎ、架氷
録の事をとり、其の後武直の奉給とあり、享保四年
七月六日、六十二歳まで死し、其の利隆子分くら、下り
依り、石塚良安 信良 の之男を己の女に配して嗣とす

武直は、利昌と号し、利昌室永三年、其の月俸給を
召はせ給はるを継ぎ、百石、其の命の継ぎ、架氷
録の事をとり、其の後武直の奉給とあり、享保四年
七月六日、六十二歳まで死し、其の利隆子分くら、下り
依り、石塚良安 信良 の之男を己の女に配して嗣とす

寛保元年八月、氷解の事をとり、其の命の継ぎ、架氷
録の事をとり、其の後武直の奉給とあり、享保四年
七月六日、六十二歳まで死し、其の利隆子分くら、下り
依り、石塚良安 信良 の之男を己の女に配して嗣とす

望みの奉給あり、其の命の継ぎ、架氷録の事をとり、其の後
武直の奉給とあり、享保四年七月六日、六十二歳まで死し、
其の利隆子分くら、下り依り、石塚良安 信良 の之男を己の女に配して嗣とす

其の命の継ぎ、架氷録の事をとり、其の後武直の奉給とあり、
享保四年七月六日、六十二歳まで死し、其の利隆子分くら、
下り依り、石塚良安 信良 の之男を己の女に配して嗣とす

有る時利安臥坐乃復り彼を安ふ二年云
日後其の月如て是日四子云々四條を隔て終ひ
金百石同二年六月分がく事有く破を助ぬ
是と年来乃切骨を感させをひ破を助ぬ
可叙きくれ所六年十月致して復新と
号し一老若子新婦
老若持子有可於て心親や
多の又歎賞をさくこの少分の心易を流り其流を
以て原より一繁流以下流及び八卦の次序と流卦を
亦一と云々同復新と稱するを其の末後河一周易五卦
の序河上と云々世河
同八年十月十四日六十八年有して

飛し無月子唱利安童の時に梨

世子 隆平公 乃心側り云々有り信小姓乃員可召
即其其信信小納左の事を司りあふ八年九月
病可依く破を免せ進ふを録し
の命を授け破を行乃破可進む 乃卒卒の
事あり

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

依包 本國出守
家紋源氏車

源可猪

源兵衛 後改源山
致仕号空猪

系

取右号
三本木角左門系養子

系

立入系右号系養子

系

左市右号介左源兵衛

系

母立入右号系女

女子

加孫内職助臣兼系女

可政

高橋左二右門系妻

女子三人

會見佐市右号可政子
妻山伊右号正源女妻
妻山伊右号正源女妻
妻山伊右号正源女妻

系

奥左門

系

叙父源兵衛系養子

系

實同氏奥左門系長男

女子

其子源兵衛系妻

可久

重八佐市右門

可政

母高根加賀右門姓貞
實同姓源兵衛系女養女

可政

金七源兵衛氏後依包
致仕号源兵衛之實同氏
源兵衛系男

佳芳

奥左工門源兵工
之次子山伊吉正受二男

愈龜

奥左工門
之次子三男未嗣家死

可諱

母久保子云工和則女

愈龜

奥左工門
兄佳芳美子

女子
買

美子源兵工佳芳妻
多徳博士種津妻
美子の次子久正典妻
中お美馬傍妻

依包

源兵衛源可勝と出重國の人として初平堀尾
山城守忠晴の弟人や忠晴卒して後上田是吉
初廣と傳り

傑俊公何仕(奉)二百石 寛永十二年十月以
を加へて 九千石 同二十年会津の成は後供

慈明杉有上稱を初め安積の令上補を
明暦三年七々々目付流り新を美治二年
九月流上流の既成て以成を加へ賜 九千石 寛文

八年十二丁ノ字門ノ奉納ノ後也此以...
言ハシク名ノ来テクテ和元年ク病ヲ依ク
厥を免キ是日三年壬子ノ致仕一書信ト号
一老書ノ新賜リ貞享四年十月十五日死一也
婿男ノ奥女門ノ来寛文四年月付給テ召仕進テ後
陸中少姓有ルヤレ一父ノ先ト世ヲ早キ
二男政忠男ノ来ト之ホホ来角忠男ノ来ヲ継キ之
男文忠ノ来ト之入来嘉忠男ノ来ト之四男友直男ノ来
来父ノ嗣トシテ五男彦忠ノ来ト之六男井来ト之
加藤因能助
ウツカ

ノ嗣中ノ少孫友直男ノ来延宝五年ノ月付給テ
召仕進家ヲ継テ是日二男之信源忠男ノ来ト之
年二月廿三日死一也子源兵衛来ト之六男奥女男
来ト之長男叔父ノ嗣ト之七男ノ来ト之八男月付給テ召
仕進家ヲ継テ百八十享保十二年ニシテ嘉治ノ奉納
トシテ架キ得テ法有依ク厥を免キ是日十六年
十月致仕一也老書ノ新賜リ貞享四年十月六日死一也
トシテ死一也女子侍市ノ来ト之可久享保十四年二月
月付給テ召仕進家ヲ継テ百五十之文之年ニシ

月形代の後より 二玉孝石 寛政の壬午十一月廿二日
 度支の事を終り 同六年十二月廿九日 本
 の後を奉り 三万石の 同八年 二月七日 壬午
 ありて 死す 思す子 寛政の 寛政の 寛政の
 田方より 思す 嗣 寛政元年二月廿九日 俸給
 多は 思す 思す 思す 思す 思す 思す
 年二月九日 年三十 年 年 年 年 年 年
 思す子 思す 思す 思す 思す 思す 思す
 入心 思す 思す 思す 思す 思す 思す

小池

本國出雲 家級龜甲之内権之葉

小池惣右衛門某男

武右工門

某

武右工門

室曆四年三月有罪取湯家

次好

太布右衛門 武右工門

直好

庄内 庶流春日井 平左工門 恒

春好

源之丞 武右工門 母丹羽 幼名由正 幼女

勇正

武右工門 幼名由正 幼女 好美 子

恒好

母同上 氏政 春日井 幼女

可陣

軍記 平左工門 幼女 二回力

善女

小林治 幼女 左工門 賢修妻

直政

軍記 文右 母早川 平左工門 幼女

直好

庄内 文右 平左工門 賢修妻 好二回力

女子

孫田 平馬 正貞妻

女子

善子 平左工門 恒好妻

武吉事の孫原某之壘尾山城忠信の家人之也寛
 多十二年八月一傑後公仕一奉り百辛其後
 再正政を以て揚り二五九年延宝三年四月五日
 死し其子二人二田力と平兵衛と恒母なり婿田力
 武吉事の次母寛文三年十月侍揚りて召はせ
 中は中姓可有るやと尋ね家を継ぐ二百年後町
 奉行の儀を歴て長柄の奉りたり宝永元年
 十月七日死し其子武吉事の妻母之稱七年

附春日井平左衛門恒好
 武吉事の孫原某之壘尾山城忠信の家人之也寛
 多十二年八月一傑後公仕一奉り百辛其後
 再正政を以て揚り二五九年延宝三年四月五日
 死し其子二人二田力と平兵衛と恒母なり婿田力
 武吉事の次母寛文三年十月侍揚りて召はせ
 中は中姓可有るやと尋ね家を継ぐ二百年後町
 奉行の儀を歴て長柄の奉りたり宝永元年
 十月七日死し其子武吉事の妻母之稱七年

三月之付揚々召は進んで後、世子 崇孝公が
小姓とあり家柄継ぐ 百七十四 法橋持司の命
又は出乃をとり家柄 秋かひふ進二石のりるる 法
依て殿を免ぎ進言保二年六月の町奉行の殿
可補き 二万五千石の 同十四年 二万三千石 死し
世子武吉事つ家柄を継ぐ 百七十四 宝曆四年二月
身乃初ひ進言保二年依て法橋持司の
平右衛門藤原恒好 春日井 武吉事つ家柄の子也
延宝四年法小姓可召は進言保二年法小細右の殿

可進言法橋持司の事 百七十四 之の初十二年
あつて法小姓可復り 百七十四 十二年七月
世子 崇孝公 百七十四 西暦三年十一月
公事を初ひ 百七十四 享保四年九月
初め見武吉の事好く二男出でて乙女可命を
嗣とす 百七十四 直好家を継ぐ 百七十四 後法小細右
の殿を継ぐ 百七十四 法橋持司の命 百七十四 後
志云 百七十四 可召は進言保二年 百七十四 宝曆四年
の殿可補き 百七十四 宝曆四年

後山死しを蒙り同和二年之く致仕しお侍
号し志忠と稱し同四年亦く十のり
十のり有して死し其子久左衛門好正其
弟同生也 重光 之男也 延享二年之く
の列せし事と云ふ可也 其後信小好正
召はせ父と俱り職を免さる事を知る
百のり同和二年二月晦日三年のりして
忠子ありし可依く 根未敏匡 市郎 之男
を死す 終んで嗣と云ふ仕立事可也 同七

父の貴し取を多ふる可侍是く先月付初て刀巻
の走り召はせ家を継ては後を免さる事同和
政より重録出納の政を継て其子のありし事
度々の事有り其後政を免さる事同五年
二月迄ありしを蒙り同六年之く武庫の奉仕
とあり可子文忠と直政と和八年之り月俸給
召はせ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

平部井

本國近江
家紋四目結

佐々木重頼長子助経方四男平部井兵部少輔家の子
後裔高安部惣次郎系四男

源長吉 亦之丞

良勝 九八師嘉右衛門致仕号加久
母浅井三太郎某加藤式部女

女子三人 吉田七三系某妻
大橋九三系某妻

良休 侍八郎之丞在賀致仕号幸久
實松国利系某妻包女

女子 善子亦之丞良休妻
侍右乃亦之丞致仕号良彦

良彦 母嘉右工門良精女
内之丞
松田源左某嘉包善子

定吉

女子 吉川権左衛門正伸妻

良政 伴 侍所 嘉右衛門 致仕号幸節

女子 美津田前守正賢二男 美津子嘉右衛門正伸妻

周旋 毛利左助良陣妻

良澄 降 降 亦之丞 政易 美原勘兵衛胤良四男

女子 良澄 合見嘉右衛門良澄云養子

女子 子買 依津右衛門一可也美原云嫁 惟由只云世成寄

良澄 命 命 命 嘉右衛門良政三男

女子 丹羽権右衛門俊富妻

安部

而之至源長吉と 御安部 宇多天皇の末妹佐木
 乃筑前守守助経方の四男從女位下在也大夫
 家乃又五代兵部少輔守政初平井と云ふ者
 此以之よりして佐之味家乃被官少と云ふ者
 百十三代の孫河内守朝國 朝國 應徳元年
 八月 將軍兼植公近江國河打介六角乃
 高和經長 佐之味家之末 朝國 朝國將軍
 命之 命之 命之 命之 命之 命之 命之
 家の終より安部井和家宇字乃の首より高

頼朝存り且系と頼朝大に感とて進吉例可
依く共くあぶ井と名なるを念ふよ一を亦思ふ
世の戦事を以て賞するありし不斜流の一字を以て
了り頼朝の孫伊直子重長の時ありて義禎の
入道と評定ありて家十二人重長の子七人あり
家武子三人あり婿男七人あり光長は熱心ありて
父可継き二男ありて某熱心ありて某と云ふ所生るる家
可成き一は後いふ所律乃任人と云ふて多し熱心あり
某も余多の男ありて亦く重長と云ふ所あるる西男

此の年美らうし時義律を以てて園生りてありて
は一生年おそく入りして強盜忍入りてを打退る
事ありて其後彼を以て重長と云ふて長十九年大坂
の兵起りしよしと云ふ義禎の忠告に依りて備を以てて馳
せり十二月四日の合戦あり長吉の父の先陣伊直子
九郎ありてて備は可押入りてありて家重長ありて
板川後陣ありて義禎の長二人とて打ぬる進吉の
負之の亦少くありて重長ありて打ぬる進吉を
ありて進吉ありて長吉先陣と云ふて進吉ありて

をばけぬー引返して後破りすとの打の州く
攻まきハ敵あつて引返して軍終ては長吉の家を
とめて加賀具の國に赴き其田をあらす其許り有客
合も或時三た由つ追ひの侍争福して後引指
まふる事なきを可也一と有り長吉が扱ひを事な
るく治り思ふ事及人をもあつて夜中より其
うあつ切つ入り自其なき振也一と有り長吉
一人弛向く搦る子其人戦國の時引後き僅よ
大坂の軍引絶し乃なりとまき家戦功をのりし

く十七年の時強を討て控り分きふ常月也
とまき振也あつて八月寛文十二年九月

傑俊云有りる事なき事 二つを右を形も長吉いぬく事
まりの上よりまり一時的恩縁の靈
る有り或夜よりまり城郭を襲へく石を湮陸謀り
名峰と也一あり長吉を方を願し一人の志を包れし
服まき事ハ此城を人の指印し由きやあつて長吉を
丹阿耆尼は長吉を其の長修の謀るなりと有り長吉を
傑俊公ハ長吉を謀の英ま有りて其案をたつ其代り
まきあり思ふ事なき事城郭のぬん方より後其案
攻し其まき事有りは天より其まき事長吉を
まき降りし其まき事あり一あり其まき事あり
おきし其まき事あり一あり其まき事あり一あり其
思ひる事なき事あり一あり其まき事あり一あり其
まき事あり一あり其まき事あり一あり其まき事あり

時至右 長者丸の邸をさう 系 志公可附ふき
後之の目より目計の疎ときりしは疎を免せき
二事松へ下りして初奉給の疎ときり宝曆十一
年十と致仕しラること号し志公良の彩物を
あま七年九月十九日に死すぬ日子
嘉右衛門良政実ハ神田正賢 善言の男良意
の女可附きることあや寛延元年に西へ去り侍士に
倒して後志公可附きき神は言後又小
姓可附ききしし清は依くて疎を免せきき

その後 公子長翁 親玉の附合なり又後上疎を
して奉給可附きる事を継ぎては十二 振急の奉給
とまはた他事の奉給となり歳程をく法を免せき
前に治治の事を承けて武庫の奉給を可附き
して四年十と致仕しラること号し志公良の彩物を
あま寛政元年十月廿六日に死すぬ日子
志公良政初子ありしは依て原胤良
初志公良政の男を志公良政の孫と号し
月々侍給を承けし可附ききしし七年に死すぬ日子

此れハ云々同美安也... 二男を嗣とす... 良後云
 号あり... 二年... 月付初... 召付進... 継ぐ
 七十四... 嗣... 補... 寛政六年... 十月... 四
 少... 死... 金... 良澄... 嘉吉... 良政
 男... 官... 三... 月... 付... 召... 付... 進... 父... 死... 了... 家... 継... ぐ... 七... 十... 石

此れハ云々同美安也... 二男を嗣とす... 良後云
 号あり... 二年... 月付初... 召付進... 継ぐ
 七十四... 嗣... 補... 寛政六年... 十月... 四
 少... 死... 金... 良澄... 嘉吉... 良政
 男... 官... 三... 月... 付... 召... 付... 進... 父... 死... 了... 家... 継... ぐ... 七... 十... 石

星

奉國近江 家級三階菱

星備中守尊休入道味安男
孫原每員良忠兵工段仕号味安

每員陣

女三人

一尊

志兵衛 段仕号嫁
母見玉五郎左女

仍忠

伊左馬

宣元

初俱元 要助 忠兵衛 段仕号味安

果

母大員和六左門 果女
下河守 孫五左門

女子

成田少記右三門 正英妻

實純

母佐藤宗佐某女

某

市川市市川市

直矩

植太

實弼

斗南

實弼

斗南

卯風

母門次半平安女

實貝備

三浦藩公印某辨妻

孝子

孝子又左馬頭武妻

星

忠之申之孫原實良々備中守休入道味安

田力也代々陸奥國会津の守護菅屋名の家

の氏より某名の家有り仕一や何仕一小山大喜公等の邑を

領一

等をもち及びいさかすて山々平修徳の小山原大

孫大夫長村乃和長甲和又の武田より進出せし越後

の上杉輝虎入道謙信を頼りて進出せし謙信卒

して景勝景虎國争つて軍起りぬきハ越後より

多岐のつひに其名を頼む津へ赴きその名を以て
東安入道清通とて一津川にまゝせしり運中
まゝ長時親長可り達より味あ己の家へ長時親長を
請へ入よしとて家身とて不在親長位一々長時
親長も志し一安岐の相といはるし一歎ひる事一海
つゝと其家の禮式秘訣の事とて残る事なく
入る可授けぬし秘書ともをも授け下せし一門よ
準をいさ氏系家紋を許せし事
三階堂及を叔
氏を以て何の
中を京の家の
車に安岐館
同十一年二月長時の親長を依り卒せし事

詳なきが、其名のあはれ修む夫と書き氏の嫡男平四郎
其臨世を早ふききしり依り同國に於て乃城主
之階を重きにす其りの子長を重きし其階を名にす
せ其世の修室 伊豆守平四郎の
女を輝宗の妹なり 可合と嗣とて天
正二年其階之浦合可位一 同十二年十月直方のキリ
人大を某 之はら
の 依り 秩をきぬ其子名也王丸同十
四年二月世をいし一 家継る事い子なくし一 六代
階の侍平義重と二男義弘を迎ひ其階乃女より合を
家継し其世を重し一 其重を家継し得るの事也

乃より多うりてのハ多從者等誅みたる見出所伊達政
宗御重忠從者河内通一 同十七年六月 徳苗代津
城と打入し河内の子孫等主を打ちむ事 以宗河内
城ひたる此書事河内通一の軍を引きて押上原へ打て
出防戦ひて 將監と父の美佐信より 殺さしり
市田の直義いって見控よつてらんそ 一當河内を
戦ひて事や 以宗の先子の侍大将を命九掃部河内
とて事二のより打入し 備中守休入道と一ツ河内
る大命九掃部をよすも事休入道と一 河内合兵掃部

をより上切て事 首を將監河内とて事 重忠
又事よ入奉る御事よ事 津島子の志信等河内とて
敵より河内とて事 重忠二在松丸部とて事 士三三
引合し 事休入道河内とて事 合川橋を燒落し
白川とて事 去り 忠常はよ事 如勢とて事 大纒
學持下河内 國若押よ事 来りて事 此より 河内とて事
徳苗河内水戸とて事 河内とて事 義宣河内 休河内 重將
今度の右切を賞し 刀を 奉國光 八道とて事 河内
遠年河内とて事 河内とて事 河内とて事 河内 是

妻子引合をんと云津下を道さすのう修庵
長時の山原やさし大実日々の
 松平よ夫取ぬ御堂
式正の被るる毛のうさふさふたり
 相ふしむれ息事
刀をよしきる
 入道城
 其の事一言社一き上とくか
 一人召はる面一と相さらす奉りぬら
 るん少くして思多津一下旬き一は此所を南生飛録
 さまおのり領さき一り味あ越前乃あはは
 よし一は一谷以の外可ぬを給ひまり課てき
 しくささきも程ぬくあり卒をきまや解る

忠郷家を継ぎ味あむおさるわしり大坂のそ
 新くきさハ忠郷おけくさくきくさくしよ堤まよせ
 むのぬおまハ思業一りり一りもてり去り去
 一一ハ長時の御居給けやをまひ一以家傳の御方
 等返一きくきん一せ一うとも大坂の兵起りて
 己の等父子も打ひ思まハをさ一を其後おさるる
 やおきく家う一のやよりあ乃ぬおま法父子五月
 七日討死をさぬひ思まハ一系一をさゆ阿り
 味あまはゆりま一や詳ぬ一と實良藩をうかり
 仕一と云

老若子科坊ノ之文四年七月廿九年廿六年
之若子也媽男忠之末宮之之稱十年六月
傳坊ノ之是建享保七年四月ノ末乃事ノ
父致仕して家ヲ継ぎ百幸延享三年二月致仕
一味安と号一老若子科坊ノ月傳四日
四和四年去々之若子年九十歳ノ末宮之末乃也
宮之男子四人也一南乃市ノ末某黒川某野乃
ノ嗣ノ末乃之男格也中継松井重治者之末乃
若子ノ四男ハ斗南実弼也媽男忠之末實純享保

十六年二月月傳坊ノ之是建享保七年六月乃
之傳ノ又致仕して家ヲ継ぎ百二十石宝曆四年
七月納奉りて之是建享保八年四月ノ之是建享保
乃ノ四和三年三月十七日六十一年ノ末乃死ニ
純嗣ナリ一ノ之舎中を嗣トシ之末弼也
實保三年八月世子大洞乃傳也媽乃之是建享保
乃ノ末乃也 延享三年二月足ノ嗣也乃ノ三月
例ノ依リ月傳坊ノ之是建享保四年九月破免也
延享七年三月再傳也媽乃之是建享保八年八月

納左の殿有りなむ四和二年三月殿免しを蒙り
家を継ぎたるは後御中言等の令を授け
る子長恒親也 可附くまははたの所御可也うあま
七年三月殿免をまき中御所可也う
少用世の殿有りなむ事 後二万石の
御子二年三月は御所用人よなむ 後二万石
まきしは御所御所 四百石合下 後二万石
はたの殿有りなむ事 後二万石の
の事をもと置りしは御所御所 後二万石

同八年三月十年年来之をさす死を蒙り御男子
二人有之男を落しは御所御所 後二万石
嫡孫御所安多公年五々家を継ぎ 万石石
少中殿の負有かしは御所御所 後二万石
く御所御所を免きまは御所御所 後二万石
也 万石

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

大山

奉國寺院
家紋為五本骨年安

修平冠者昌義七代掃部助師義後胤
大山修理義貞與男

源義辰

十左工門清右人
母子兼和泉江作女

辰延

兼左近左助
母富田義女孫女

義武

権右人
母左近辰延義子

義旭

権右人
實文左人義三男

女子仁

権右人
母後多孫佐治右人正後女

女子仁

田村玄庵叔父妻
和國要人信包妻

義明

文右人
母松平理右人江作女

義春

伊之八庄之進久右人
信右人孫子孫孫

義量

幸理未嗣家而死
母河津兵衛系女

女七

善助

善清

善春

善成

善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助

善清

善春

善成

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

善助 善清 善春 善成 善長

大山

大山

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山 善助 善清 善春 善成 善長

大山

邦重 可付不^レ是^レより先義共家継^レ子^レなり
可^レ依^レて閩新^レ之^レより^レ二^レ方^レして^レ嗣^レと^レせん^レを^レ契^レ約
を^レ新^レ之^レら^レハ^レ何^レの^レ人^レなる^レや^レ洋^レあり^レを^レ家^レの^レ系^レ當^レ可^レ知^レ伊^レ家^レの
長^レあり^レ之^レ記^レき^レハ^レ後^レの^レ世^レより^レ知^レ云^レき^レハ^レ子^レ又^レ百^レ義^レ與^レ之^レ未^レ辰
亦^レハ^レ今^レ可^レ知^レ伊^レの^レ家^レ可^レ知^レ子^レ可^レ知^レ法^レ乃^レ義^レ辰^レ生^レ也^レハ^レハ^レ
亦^レ上^レ之^レ牙^レを^レ立^レて^レ家^レを^レ起^レせ^レん^レと^レ年^レ十^レ五^レ成^レり^レして
上^レ移^レ之^レ家^レ可^レ知^レ原^レを^レ一^レ免^レ之^レ之^レ長^レ之^レ年^レ主^レ乃^レ中^レ綱^レ之^レ
景^レ播^レ新^レ之^レ徳^レ川^レ夏^レ上^レ報^レき^レよ^レと^レ生^レ之^レ田^レ法^レ新^レ
少^レ補^レ之^レ成^レ可^レ知^レを^レ全^レを^レ在^レ而^レ可^レ知^レ子^レ可^レ知^レ一^レ付^レ義^レ辰
東^レ江^レ山^レ城^レを^レ兼^レ續^レ之^レ保^レ保^レ可^レ知^レ終^レて^レ少^レ田^レ國^レ可^レ知^レ若^レ白^レ一

長^レ義^レ辰^レ乃^レ比^レ才^レ可^レ知^レ存^レを^レ互^レり^レ高^レ上^レ之^レ勢^レと^レ我^レ子^レ義^レ
日^レを^レ重^レ也^レ其^レ中^レ可^レ知^レ二^レ三^レ十^レ移^レ打^レ建^レ之^レ切^レ子^レ出^レ川^レ義^レ
辰^レの^レと^レ之^レと^レも^レい^レ由^レは^レや^レ可^レ知^レ乃^レ家^レ中^レ一^レの^レく
人^レ可^レ知^レ先^レを^レ六^レ種^レと^レ一^レ種^レあり^レと^レ全^レを^レ一^レ可^レ知^レ子^レ義^レ
之^レ也^レや^レ亦^レ之^レ不^レ免^レ誤^レて^レ馬^レと^レ之^レを^レ之^レ後^レを^レ之^レ又^レ誤^レ
代^レ乃^レ希^レ曾^レ田^レ中^レ仁^レ助^レ閩^レ下^レ仁^レ義^レ浦^レ池^レ事^レ仁^レ助^レと^レ之^レよ
之^レを^レ重^レ也^レ仁^レ義^レ浦^レと^レ打^レ物^レ互^レ也^レ一^レ左^レ右^レ可^レ知^レ在^レ之^レ事^レ
義^レ辰^レ事^レ可^レ知^レ之^レ一^レ不^レ知^レと^レ也^レ人^レ色^レを^レ一^レ義^レ辰^レ辰^レ
際^レ又^レ馬^レと^レ打^レ物^レと^レ主^レ法^レ之^レ人^レ一^レ可^レ知^レ子^レ義^レ乃

多勢を遣はしむるに仁ゆき其意は一人射
信して首をとら義長を討ち多し軍終りて
後より國奪ひ義長をハ三浦に驅逐せしむ
即ち下り福しハ義長出でしむる可成
赤中若大浦忠知親重月防を遣はし
伊豫國を授けり其後大目付の職に
のそゆ多防を遣はし
義長中若大浦忠知親重月防
仕一中心を留り南の三浦に
刑部といふものあり忠知親重月防
ハ其の長をそとせしむるに
惣一しむる義長をそとせしむるに
の冠者昌義をそとせしむるに

田をさしてとりきしハ中將義宣親長中若大浦忠知
親重月防をそとせしむるに二男ハ別をえの法は其の義長をそとせしむるに
そとせしむる忠知親重月防をそとせしむるに南馬里見をそとせしむるに
そとせしむる忠知親重月防をそとせしむるに南馬里見をそとせしむるに
そとせしむる忠知親重月防をそとせしむるに南馬里見をそとせしむるに
又或時作舟の方中將中若大浦忠知親重月防をそとせしむるに
大山義長をそとせしむるに二族の侍をそとせしむるに日を出しハ義長をそとせしむるに
級をそとせしむるに一統をそとせしむるに義長の字を冠しハ義長の分其の義長をそとせしむるに
むるに又義の字を冠しハ義長の分其の義長をそとせしむるに
ハ義長の字を冠しハ義長の分其の義長をそとせしむるに
の級をそとせしむるに
寛永十一年忠知親重月防を遣はし
保後公に仕し奉る
三郎中
若知 其後同心の政をそとせしむるに
同二十年を津の成りハ法修一寛文元年七
六日忠知親重月防をそとせしむるに

文右左衛門義成寛永十四年八月付切替召付是家と継
て二玉石は其福奉給とあり延宝八年四月致仕して是處
小料理之孫六年十月廿二日死す思方子幸右辰延
家を継ぎ 正三十五人此人の身は多し終百十年石の孫あり其子
いふは作舟の孫るまはとて子孫継ぎ家を継ぎ
義の字目見さん いふは作舟の孫るまはとて子孫継ぎ家を継ぎ
又義の字冠をとりては禮吉の餘羊とやいふん
天性いふは多し其子幸右辰延
親より一之孫六年九月二十日死す
合分義武所家を譲り享保十八年十一月二十
日死す思方子幸右辰延の義武初之孫五年二月

山左衛門の貞所召給て是其後見の家を譲り是ハ十石
正徳三年六月職以免一有て其月の五日四十四歳に
死す思方子幸右辰延の義武奉給を継ぎ 七十五 日承の磯台
本木乃事あり杉田孫次郎の命を譲り宝暦元年
その武庫の奉給あり其後破を免ぎ是其
元年甲辰致仕して隨流を号し其子幸右辰延
同九年九月十九日死す思方子幸右辰延
延享三年二月付切替召付是家と継ぎ其父は先き其子
暦十一年九月十八日死す其子幸右辰延ハ其子

幸利養旭祖父之嗣多しあるに平二ヶ月傳初
召仕達を継ぎ 幸右後氷候乃奉り 梨賦後
乃奉り 幸右

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

羽木 幸國播麻石
家紋違柏

羽木権左門貞法男

以藤原貞利 権左門
母鋤柄孫八某仕備生女

貞安 孫七兵工
母佐野作左某女

信貞 鋤柄権之介 権左
後羽木市之進 母江号同母同上

依貞 権左
實平松妻右某二男

勝美 平右某
了柳妻右某某子

女子 善子権左依貞妻

應貞 悦太右市之進
母市之進法貞女

正興

文太
平松長右衛門 藩國武義子

勝久

榮治
了野半兵衛 勝義美良子

貞英

定春 早世
母平多由子 幸吉正用女

女子

卿介貞隆 養子 宛美良子 俊隆貞顯
俊隆 宛美良子 貞昇

貞雄

知佐美 左衛門 工勝 弟 太郎介
實 貞昇 門次 邦榮 二男

女子

美良子 卿介 貞雄 妻 實 慶承 七郎 女 靜愛 女 初定 吉貞 英妻
德田 良美 元 信 妻
平松 正清 妻
伊藤 信左衛門 助 隆 妻

貞顯

俊隆
實 正家 宛美良子 正倫 二男

貞昇

孫 十郎
實 正家 宛美良子 邦教 二男

善女

孫 十郎 貞昇 妻
實 定春 貞英 女

貞明

何方 宛美良子 貞正 二男
實 丹羽 信子 貞正 二男

女子

美良子 孫 二右衛門 貞明 妻

貞正

海之進 權左衛門 貞正 号 越石
母 天孫 半兵衛 美女

貞勝

何方 夫 舍見 梅吉 貞正 美良子

女子

成田 孫 美良子 正富 妻

某

孫 七兵衛
母 牛内 七郎 宛美良子 貞正 女

女子 破松 文左衛門 美良子 貞勝 妻

貞勝

何方 宛美良子 貞勝 妻
實 孫 次右衛門 貞勝 二男

貞房

權左衛門 同姓權左衛門貞房美子

女子

美子 正房妻

貞房

權左衛門 正房妻

女子

權左衛門 正房妻

貞延

司馬 權左衛門 實權左衛門正房

女子二人

美子 權左衛門貞延妻 美子 權左衛門貞延妻

羽木

附市之進法貞

權左衛門 藤原貞利之嫡生美子 羽木權左衛門貞法子
や貞利寛永十三年初下

條俊公乃法貞美子

月信三石 八石

同十八年十月新工

以依をまじ 廿二 其美子 元年十月地如了也

二十石

慈明公相有行格了也 乃令有補美子

其後條俊免一を美子 宣永六年三月

龍光夫人乃老藏美子 地如了也

合百石

延寶

八年十二月八日 廿八年 美子二人 何

二男ハ市之進清貞也嫡男滿七皇弟貞安延山受
五年八月付侍給百五十六名子侍を継ぎ
十二年、百五十六名之孫二年
十二月、百五十六名班治の奉給より以後病あり侍を継ぎ
十一年、三月五日早業より死し其子侍侍給あり
実名大津侍下、百五十六名二男あり家を継ぎ、百五十六名享保十一
年十月、幼少の奉給より早業、百五十六名寛延元年八月致仕
嘉永と号し、志背下新侍り宝曆六年四月、百五十六名百七十四
七年、百五十六名死し其子侍給あり貞山享保四年、百五十六名四月
侍給より侍進より後継級の奉給より終人の格あり

叙き百五十六名格あり、百五十六名家を継ぎ、百五十六名寛延三年四月、百五十六名幼少の奉
給より又字あり奉給あり補き、百五十六名宝曆十二年八月
致仕し、百五十六名越石より死し其子侍給あり、百五十六名安永三年四月
十二月、百五十六名七十之早業より死し其子孫七皇弟貞安
二年二月、百五十六名侍給あり、百五十六名寛文の列あり、百五十六名其後
月侍給あり、百五十六名宣延二年十月、百五十六名早業より死し、百五十六名
舎弟格と名乗る侍を以て嗣あり、百五十六名宝曆二年
二月、百五十六名侍給より侍進より侍
孝公、百五十六名願公より附し、百五十六名其後の家を継ぎ、百五十六名宝曆
百五十六名

十二年六月山林の奉修あり明和五年
甲子六月二十日戈よして火くぬ是より先き
まありりりり依り舎けりり嗣きと海に曲りり
号なり貞房室曆十二年二月俸物く居は是を
を継ぐる女後坐の奉りりり山林乃奉り及後
の令を継ぐり八年三月字の奉りりり
初俸修事孫十年二回を奉りり嗣き上権者門
負延りり一室の五平りりり月俸物く居は
市之進三原法貞と権者門の負利二回也初元

御柄権之介と一と一と一

興國公の法修りりは是奉公の号を継りり元禄三
年三月公府新常をぬり夏法小細戸の事なり
同十一年公陽まきりりり時職を免をきり後
杉田の令りり法修の司りりりりりりりりりり
とるをりりりりりりりりりりりりりりりりり
享保十四年三月法修りりりりりりりりりりり
初りりりりりりりりりりりりりりりりりりり
りりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

延應二年三月日俸
初 飯新 飯新 乃令補志
延應二年八月
公平 長谷 乃俸 乃俸
孝平 乃俸 乃俸
十 初 乃俸
老公 乃俸
乃俸
乃俸

乃 乃俸
乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸
乃 乃俸

乃俸

継て 二万石 汝家の破より初定の奉けり可なりと爲して
 慶文の事を因らりて先き定むる貞英の女を娶ひ
 平崎二條 信康の二男信成を貞頭を嗣中へし天保八
 年七月博士乃列所召代官となりて定ぬる寛政四年
 二月十四日二十二歳よりして死す貞英とす貞邦教
 母を以て二男を實けしして重なりて女を合室嗣を以て彌
 十郎貞邦とす寛政四年三月博士の列せりて
 後例に依り月俸を以てする 初言信 四石とす

小澤 本國不詳 家紋在り内註記

長左門 某男
 正言 長左門
 正房 左内 氏とす妻
 女子二人 妻山と云ふ妻妻助 及小と云ふ妻妻
 原初在り寛政妻
 正隣 初正貞 長右門
 母河辺久右と某女 左内
 正貞 實兄長右門正隣妻女子
 女子 梅原孫一宗某妻 筑紫伊吉と某妻 原一守と某妻 林某と某妻
 正貞 左内 長右門 政は号道伽 実七郎と正房二男
 女子 丹羽某と某妻 林市と某門妻
 正貞 左内 長右門 致は号水 母某と某正利女
 正貞 三三市 波門 遠炊 渡有 瓦取易 中村七と勝與妻女子
 常侍 門前 原初在り常侍某女子
 女子 勝益某と某定妻
 正休 初正貞 左内 極長右門 實勝益某と某定三男

正源
石角極
母長長正源女
女子
種彦別右左衛門成方妻

女子
養子長長右衛門正休妻
種彦十右衛門成方妻
初格新左衛門忠成妻

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like '種彦' and '成方']

小澤

長太郎の孫原西宮長太郎某女子の妻
西宮初免堀尾の右衛門在り
三年十
七右石 定多十
を領

傑俊公の家系人等其の同心の証を以り
同二十年冬津の成りよは供一海産之令年
七十七の高を以りて子七右衛門西房より
継ぎ百七 寛文三年八月孫津の令年を以り
其の事その令年よりてれ二年三三歳を以り

同十下々街道の奉行となり同三年十一月

大夫人 是性院邊 乃考破し補せりて口依を加へり

共十名 大夫人 陪連やまのしほ月付成りしを志す 二万五千石の言

は兼而字の奉事を司り各條四年廿四國に並賜那

抄地の事如家よりその所を分ては級なり侍り功年

を存 好軍家より召せし時彼を訴を絶ふ同三年

二々那奉りの職より移り口依再むかへり 合二万五千石

同十一年十二下々廿四年二十四年よりして奉行無き子

長吉兼つ西隣貞三子三年より月俸給く召せり

召せり 召せり 奉行 召せり 乃奉行 召せり 乃奉行 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり 召せり

月俸初より召仕進家を継ぎ石 後室への奉り
を奉りしは清和依て 破老を免せしむ 宝暦六年
より致仕し道伽と号し 老若子科初より明和二年
より下三の年八十の年よりして 死す 然る子二人あり
二南方遠順正意 西宮寛保二十年七月 初推し 其
て秋云の少能し召仕進 其後中七の年 播磨の
よりきとるより 是より定延之四年四月 播磨の
西宮より召仕進し 播磨の年を以て 播磨の年を以て
と云ふ 常陽の原常美 知事 其嗣と云ふ 播磨の
西宮寛保二十年 西宮月俸初より召仕進家を継ぎ 石
後片半の令より 播磨の月俸初より 西宮寛保二十年 六月

竹まりの格よ叙せしむ 二宮のときと
あり 召仕職を為し 福
如く 三年よりして 召仕入道し 其後 西宮
初より 寛政二年 西宮より 西宮寛保二十年 七月
に 西宮寛保二十年 男子たよりし 召仕て 播磨宣安 是なり
の之 男外甥を 世継し 長女 西休と号し 西休
宝暦十三年 西宮月俸初より 召仕進 西休 四月 七月
西休 西宮 西休を 召仕進 西休 西休 石
召仕進 西休の事 西休 寛政六年 七月 西休
の格より 叙せしむ 西休 西休 寛政四年 三月 月俸

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is mostly illegible due to fading and the style of the calligraphy.

物之居仕家

勝水

本國近江
家級左内井村菱

勝水十之五 宣興男

藤原宣盈

勝水之師

母菅人系 孫知女

宣信

孫左門 致仕号知水
母宣多女

女子

子安之系 以三美妻

豐宣

孫久助 孫久氏 改勝水
母菅以孫之系 孫元雄女

某

勝平助之世
仕秋之家

正雄

孫居仁左氏 為雄伊納 在系美良子

宣定

孫之孫
舍免孫久之系 宣美良子

某 勝車小字後早岩城領領御住

女子三人 丹羽重之丞人平重長妻

中村重之丞人孝以妻

伊藤孫多末三子妻

宣定 養孫養以乃致仕号残雪

宣定在乃宣定四男

女子二人 大光治乃以乃信縣妻

成子乃以乃和雄妻

宣安 養孫孫久助養以乃

母中長長在乃正貞女

秀音 母中長長在乃正貞女

文左 母中長長在乃正貞女

正休 小須長長在乃正貞養子

極 小須長長在乃正貞養子

女子二人 成子尾多之乃真勝妻

中川縫身在乃勝滿妻

宣明 武治乃 孫久助

宣明在乃孫久助

女子 養子孫久助宣明妻 早世

宣敬 百七郎 孫久助

宣敬在乃孫久助

女子 孫久助宣敬妻

宣中川縫身在乃勝滿三女

久助孫原宣五と十吉也の宣興の因方なり山江
 國可住一之浦生る家乃被宣とて當國勝本
 勝岡勝崎今神崎之の左を初一之と云ふ
 勝本以て氏也一子孫又勝岡と母名榮りて之れ
 十吉也の宣興の才なり也也飛彈也氏郷野の才也
 起るに候し宣興の領する事乃地を少く候
 領する時よりハ宣興二千石の地を
 領する事候し

勝本

勝岡

久助孫原宣五と十吉也の宣興の因方なり山江
 國可住一之浦生る家乃被宣とて當國勝本
 勝岡勝崎今神崎之の左を初一之と云ふ
 勝本以て氏也一子孫又勝岡と母名榮りて之れ
 十吉也の宣興の才なり也也飛彈也氏郷野の才也
 起るに候し宣興の領する事乃地を少く候
 領する時よりハ宣興二千石の地を
 領する事候し

其之長十八年下野守

忠郷新長 鑑の志物しゆの宣撫して今源の役
可假しむさしと武下富めふ蒲生の家智二男の
家入り迄しうりて中河宣撫しむま措ふ
出まきしりし陣所そ夫多る事乃今同何事う是
如く人何むむのて其日の式終しむ後忠郷新長
宣撫可着初しゆの甲申日又文珠四郎の腹刀添
了初り多る今所勝る宣撫四月に至りて三乃出巻
可從し始終蒲生うありて中河大補忠知新長
卒しむ彼多しと白川可下向し宣撫十二年

初也

保後公可仕奉り石百身 正保三年九月に領を
いさ金る 永治三年八所堀邸をちる事しよしを
奉りて修理乃事をしり破修り 寛文元年
甲子 大夫人 是性徳の以用事となり同十二年
十一月職を免さる 享和元年正月に老ひぬ事ハ延宝四年
十一月に仕はして今之強十二日ありしなり 如
か子若なるの宣撫明暦二年十一月に侍初るに在
き 寛文元年甲子に若石能事の事をしり又仰

ト依テハ所堪乃所存を守リ家筋を経て百五十石
度支乃後家中借を文ありト架勘定の奉納とあり

元禄十一年トシテは領地カシ給ハ石二万 同十四年度支

の事を終りヨリ新奉行の職可カテ是レ後重報

收納の職 町司初に設ケ給ヒ是レヨリ先ハ大倉奉行ト稱シ

始メテ職ヲカサシキニヨリ 初田中右衛門は徳政お終テ奉リ

大倉奉行の如ク之レ所々細如役ト稱シ移シテ是レ字保の始ニ

可儀移ルルナリ納金設ケ給ヒ是レヨリ 架勘所奉行の

職ヲ進メ 同六年トシテ是レ仕一知水ト号ス

二万五千石 同六年トシテ是レ仕一知水ト号ス

老吉子料坊ノ正徳二年ニテ 四百石買入リテ死

ト然レテ子保之助豊定移居ト 元禄十二年 夫レ月俸

物々召付是家ヲ継ケ 百八十 石 是レ重報收納の職トシテ

定の奉行トナリ 享保三年九月は份の取付カテ是レ

ト架一ト補久ト称シ是レ是レ同十二年

天嶽公法代継を命ジテ元文二年 夫レ侍トシテ

下ニ進同二十年十一月職を留メ 元文二年 夫レ改仕

ト老吉子料坊ノ同四年トシテ 夫レ是レ同十二年

夫レ是レ豊定嗣子トシテ 夫レ是レ定を以テトシテ

む差在御門宮定享保十二年二月日俸給を召仕是
其後法小僧と云ふ小切石の職り進言を録す 石
若干の隙を歴て宝暦九年卒

光榮夫人の老後とあり明和八年卒 所奉給の格
叙と云ふ 後如く是二百石 安永二年七月法不實の爲

事河を傳り隙を奪と云ふ 明和二年正月再
元の如く 長下を是 格福 同四年九月法用違の格

りをあら是同六年卒 此後を如く是 合五八 牙陸り
素と云ふ傳り堀(殺)と云ふ事止と云ふ 同九年卒

法免一を是なり 婦男宮安子に奉給無く初り殊有
は領を長く減る御うと云ふと 長下を是 志吉と科を
多ふと云ふ 移く入道して 残雪と号し 一年移して八
十三年卒 以二年 甲子 死し 乙未 子 友成 なる
宮安宝曆六年二月月俸給を召仕是 家を録す
石 十 丁 卯 之 年 四月 孝子 乃 法 傳 と 号 せ 横 目 石 六
板 可 叙 吉 是 同 六年 十 一 十四 五 十 卒 是 月 一 日 卒
死し 是 年 子 彌 久 助 宮 明 實 古 杉 祐 子 珍 此 在 是 年 二 回 也
宮 明 三 明 二年 四月 孝子の法例より召仕是 月俸 三石 家は
給金 五兩

継子 正八十 疎を免て是年同七年卒す其九の二十
 可して死す是年八中川橋満 徳安也 二女也 從妹
 而進ハ其年也 臣是 副教 正今ハ 二男也 合を 嗣とす 補
 久助官 敬是也 同十 官 敬可 父ハ 是 領を 賜也
 正八十 正 後 小姓 之 架 以 籍の 同 所 多 女 所 奉 行 の 格 可
 叙 是 也

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

伴

布國近江
 家級九三三海深

伴信濃守正真男

大友正秀

右邊 角兵素

正良

角之允 角左工門 八部在也

女子二人

妻久治之在也 某妻
 凡見甲在也 某妻

正正

母上 覺在也 利廣女
 梅原 同入 某妻

正武

長吉 在也 某妻
 母上 入 善方 某妻 某女

女子二人

竹 祐 逸 平 治 某妻
 梅原 某 在也 某妻 當妻

正矩

久米之進 某之進 覺左工門
 実吉 同 孫 右之門 守舒 三四力

女子 養子覺友正矩妻

為徴 弟之進 久平 母左衛門正武女

女子二人 寺拓半良男利義妻 田村玄龜 宗妻

五男

大正五男

料

伴

角三郎大友秀乃正吉信濃守正興父子正吉
松平中務大補右衛門正吉の家人なり信濃守
正吉は寛永十三年

傑後公可仕(奉)

二万石正吉乃正吉正吉は國の人や
といふ然るに正吉乃正吉正吉は國の人や
の地領一萬石正吉乃正吉正吉は國の人や
詳しうあるものなり正吉乃正吉正吉は國の人や

奉りしより 二年三々々 職を免さる延
宝元年七々々 致仕一 同七年八々々 十廿年一
致して死す也其子正吉乃正吉正吉は國の人や
正吉乃正吉正吉は國の人や

月俸納く石は進忠を継て石 玉井孫は香
の令を奉りしは後嗣を免て進忠宝多の四斗甲の
字二斗よりして死しぬ子久重は直心之祿
四年七月月俸納て石は進忠は後嗣の奉り
と力なきを継て 孝正 幼少なるは
百石の言よ 享保五年二月十四日 甲戌年十一月
て死しぬ子久重は石武高を継て 七斗石
役の奉りしは幼少の奉りしは進忠は山井の
より進忠は山井の後を継て 延享二年二月

表云 天保云 有りて進忠四年 甲戌 後を免て進
今年二月十日 四十三日よりして死しぬ子久
重は石武高を継て 孝正 幼少なるは
己の女に合して嗣とて是を武高の四斗甲の家
を継て 七斗石 氷餅乃事なりしは進忠事なり
奉り幼少の奉りしは進忠の令を補
て進忠は永元年再二月 幼少は奉りしは
同二年二月 後を免て進忠は進忠の出納の
しは進忠の後を継て 天保七年十二月

の事なりとある事子之平為淑明和四年二月月
俸給を召付たり

淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり
淑明和四年二月月俸給を召付たり

